

令和 7 年 9 月定例会 代表質問（概要）

令和 7 年 9 月 2 4 日

前田 洋輔 議員

大阪維新の会、大阪府議会議員団の前田洋輔です。

本年 4 月 13 日に開幕した万博は、「いのち輝く未来社会」というテーマに沿って、未来の最先端技術や非日常的な空間の創出、そして世界との国際交流が繰り広げられました。万博を通じて、ヒト・モノ・情報が大阪に集まり、大阪の魅力を世界に強くアピールすることができたものと感じています。

この万博で高まった大阪のビジネスチャンスの拡大や、世界に向けた発信力の強化といった好循環を途切れさせることなく、いかに継続的に発展させていくかが今後の重要な課題であると考えます。知事が「万博を一過性のイベントに終わらせない」と述べられたように、我が会派としても同様の思いを共有しております。

この万博を契機として、大阪の経済成長やまちづくり、府民の暮らしの向上にどうつなげていくか、また、多様な人々が集まり、誰もがウェルビーイングを実感し、安全・安心して暮らすことのできる都市を作り上げていくかが重要です。

今後、大阪・関西・そして日本全体の未来社会を創造するための「スタート」として、この機会を最大限に活かしていくべきと考えております。



そうした考えのもと順次質問致します。

1. 安心を実感する都市・大阪

(1) 悪質ホストクラブの現状及び「大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例」の一部改正

① のちほどの質問にもつながりますが、性被害や性暴力、望まぬ妊娠をした結果、行政の支援につながらず、赤ちゃんを遺棄するなど、困難な状態となった結果、子どもを虐待してしまう、貧困に陥るなど、被害の連鎖が課題であると考えます。

そうした中、今年5月に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が改正され、悪質なホストクラブ対策として、「客に注文や料金の支払等をさせる目的での威迫」、「威迫や誘惑による料金の支払等のための売春や性風俗店勤務等の要求」など、悪質な債務の取立てや性的搾取に関わる行為が禁止されたものと承知しております。

そこで、府下における悪質ホストクラブの現状や、取締状況について警察本部長にお伺いします。

(岩下警察本部長答弁)

○ 府下における風俗営業の許可を取得するホストクラブにつきましては、本年8月末現在、ミナミ地区を中心に約200店舗を把握しております。

○ 中には、特殊風俗あっせん事業や客引きグループと密接に結びつき、違法な客引きにより集客を図り、ホストがスカウト等を通じ、売掛金等の支払いに窮した女性客を性風俗店に紹介し、その紹介料を受け取る等といった悪質なホストクラブも確認しております。

○ このような状況を踏まえ、大阪府警察では悪質なホストクラブに対する取締りを強化しており、令和6年以降、ホストクラブへの客引きで41件46人、ホスト等による女性客に対する性風俗店へのあっせん行為で13件28人を摘発しております。

○ また、ホストクラブに対して立入りを強化するなどして、時間外営業等による営業停止処分を4件、料金表示義務違反等による指示処分を約600件行いました。

○ 引き続き、悪質なホストクラブに対しては、あらゆる法令を駆使した指導や取締りを行い、厳正に対処してまいります。

② 次に、本定例会には、特殊風俗あっせん事業を規制する「大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例」の一部を改正する条例案が提出されておりますが、提出の目的や改正の概要について伺います。

（岩下警察本部長答弁）

○ 特殊風俗あっせん事業は、女性客に多額の債務を背負わせ、売春や性風俗店における勤務を要求するなどの違法行為を行っている悪質なホストクラブやスカウト、性風俗店等と密接に繋がっています。

○ これらの違法行為を犯した者が特殊風俗あっせん事業者となり、女性客を悪質なホストクラブ等に紹介して被害に遭わせることがないよう、不適格者として排除することを目的としております。

○ 改正の概要につきましては、特殊風俗あっせん事業を営もうとする者の欠格事由に、新たに「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」で規制された禁止行為を行った者や、「職業安定法」で規制される有害業務に就かせる目的で職業紹介を行った者を追加するものです。

○ 今回の改正により、悪質なホストクラブ等と結びつきのある特殊風俗あっせん事業に対する規制が強化されることから、風俗環境の更なる浄化が図られるように、引き続き、総合的な歓楽街対策を講じてまいります。

（要望）

今回の条例改正によって、悪質ホストクラブと密接に関わる特殊風俗斡旋事業に対する規制が強化され、被害に遭われる方がいなくなることを願うところですが、被害にあっている女性自身が「自分が被害を受けている」という自覚のないまま深刻な状況に陥るケースが少なくありません。取締りの強化とあわせて、被害の早期認識につながる取組みも必要です。各部局連携のもと取組みを進めていただきますよう求めておきます。

2. 首都機能のバックアップ・成長し続けるグローバル都市・大阪

（1）万博のソフトレガシー

① 万博後の大阪をつくっていく上で、安全で安心を実感できる環境に加え、どのように都市を成長させていくかが重要であり、そのためには大阪・関西万博の理念を世界と共有し、さらに後世に承継するための取組が必要と考えます。

知事はかねてより、万博のソフトレガシーとして参加国とともに共同宣言をとりまとめる構想を述べておられますが、改めて知事の所見を伺います。

（吉村知事答弁）

○ 今回の万博では 158 の国・地域が「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマのもと、各々の国や地域が、一人一人が互いの多様性を認め、「いのちとは何か」、「生きる喜びとは何か」「いのち輝く社会の姿とは何か」を考え、対話し、共創し、世界に向け様々な未来の提案があった。

○ 私は、こうした取組を将来の規範としてしっかりと継承することが大事だという考えのもと、総理に、「大阪・関西万博宣言」として取りまとめてはどうかと提案したところ。

○ 現在、政府において、参加国との間で鋭意、宣言の作成が進められているが、この宣言を世界中の皆さんと共有することで、大阪・関西万博のソフトレガシーとなって、未来における世界標準の行動規範に繋がっていくと確信している。

② また、知事は、ライフサイエンス、ヘルスケアなどをテーマにした国際会議を万博開催地・大阪で継続的に開催したい旨の発信もされており、現在、開催に向けて国や主体となる民間事業者と調整を行っているところと聞いております。国際会議開催のねらいとその調整状況について、知事に伺います。

（吉村知事答弁）

○ 今回の万博では、様々な国がライフサイエンスやヘルスケア分野の新技术や取組を発信。また、この分野は、iPS 細胞をはじめ、大阪・関西に大きな強みがあるもの。

○ 万博を契機に、ライフサイエンスやヘルスケアに関し、各国の保健担当大臣や研究者、企業のリーダーなどが出席する国際会議を大阪で開催。「いのち」に関する世界の課題解決に貢献するとともに、関連ビジネス、産業の活性化を図り、大阪のさらなる飛躍につなげていきたい。

○ こうした思いのもと、この間、国や事業者と調整し、次年度以降、民間主体で国際会議を継続的に開催する方向で検討が進んでいる。

○ 開催に向けては、外国政府をはじめ、様々な関係者との調整が必要。そのため、主体となる民間事業者等との協議はもちろん、内閣官房や経済産業省、厚生労働省など関係省庁にも働きかけを行っており、サポ

ートをいただける方向で調整を進めているところ。

③ 万博の会期中、さまざまな領域の最先端技術によりもたらされる未来社会の姿が提示されているところですが、これらを万博限りで終わらせることなく、社会実装していくことが万博の大きなレガシーであると考えます。最先端技術の実装化・産業化をどのように加速させていくのか、知事の所見を伺います。

（吉村知事答弁）

○ 万博を一過性のものとせず、大阪・関西ひいては日本の持続的な成長につなげていくためには、万博会場内外で披露された最先端技術の産業化を図り、それを通じて日々の暮らしや社会に定着させる実装化が極めて重要。現在、国、経済界、関西広域連合等と連携して実装化・産業化を推進するための仕組み・体制を検討しているところ。

○ 具体的には、

・経済界や地元自治体、国などで構成するトップマネジメントの会議体を置き、

・そのもとで、「空飛ぶクルマ」や再生医療をはじめとしたライフサイエンス、カーボンニュートラル、スタートアップなど、大阪・関西に強みのある分野で、実装化すべき重点プロジェクトを選定。

・プロジェクトごとにその分野に精通したリーダーをおき、研究開発から製品化までのステージごとに一気通貫で支援し、最先端技術の実装化を加速していく。

○ これらの内容について、国や経済界をはじめ、万博を開催した地元自治体として府市も加わった関係者間で現在協議中であり、国・オール関西で実現できるよう検討を進めていく。

（２）新たな成長戦略（Beyond EXPO2025）

①先日、万博後の大阪の未来に向けた指針となる「Beyond EXPO 2025」の骨子案が示され、大阪府市では、副首都・大阪の実現を大きな目標として掲げられているところですが、この Beyond EXPO 2025 は、副首都・大阪の実現に向けた成長戦略として、非常に重要な戦略であると認識しております。

万博後の副首都・大阪づくりに向け、「Beyond EXPO 2025」の基本的な考え方や狙いについて、めざす副首都の姿とともに知事の見解を伺います。

(吉村知事答弁)

- めざすべき副首都とは、平時の日本の成長エンジンであり、非常時の首都機能をバックアップする、東西二極の一極として、日本の成長・発展を牽引する都市。
- Beyond EXPO 2025（ニー・ゼロ・ニー・ゴー）は、その副首都・大阪の早期実現をめざして、万博の成果を最大限に活かし、万博後の持続的な成長・発展と府民の暮らしの向上に向け、今後の大阪が進むべき道を示す指針。
- まずは、万博で披露された最先端技術の実装化・産業化や、Global Startup EXPO 2025（ニセン ジュウゴ）を継承した国際的なスタートアップイベント、ライフサイエンス・ヘルスケア分野の国際会議の開催など、万博のレガシーを確実に引き継ぎ、大阪に根付かせる。そして、成長産業の集積、夢洲等のまちづくり、道路・鉄道網の整備などに府市一体で取り組むことにより、「経済の成長」、「都市力の向上」、「人の集積」が互いに高めあう好循環サイクルを定着、加速化させ、万博後の大阪をさらに飛躍させていきたいと考えている。
- この戦略をもとに施策を充実させ、大阪を世界に伍する経済力・都市力と唯一無二の魅力を持つ「副首都・大阪」を作り上げる。そして、府民の豊かな暮らしやウェルビーイング向上につなげることに全力を注いでまいる。

②Beyond は副首都・大阪の早期実現をめざす成長戦略であるとのことですが、副首都ビジョンにおいては、副首都・大阪に向けた目標や工程が示されており、経済面においては、実質経済成長率約 2 %を掲げ、経済規模としては 2050 年代に名目 GDP80 兆円、国内シェア 12%を目標と定められているところです。

その実現に向けては、万博のレガシーや大阪の強みをいかに引き出しつつ、様々な行政課題を解消し、経済成長を実現させていくかが重要と考えます。

Beyond EXPO 2025 では、こういった取組みを通じて、副首都ビジョンがめざす経済目標である 2050 年代 80 兆円を前倒しさせていくのか、政策企画部長に伺います。

(松井政策企画部長)

- Beyond EXPO 2025 は、副首都・大阪の早期実現を基本方針に、副首都ビジョンが掲げる実質経済成長率年平均 2 %を実現し、経済規模の目標として名目 GDP 約 80 兆円を 10 年前倒しすることとしている。

- 国においては、賃上げと投資がけん引する「成長型経済」への移行をめざして、投資立国の実現、スタートアップの育成、科学技術・イノベーション力の強化などに官民が連携して取り組むこととしており、その結果、2022 年度の名目 GDP 約 567 兆円は 2040 年度に約 1,000 兆円になると試算している。
- 本府としても、こうした国がめざす「成長型経済」に積極的に取り組むとともに、大阪の強みや万博のレガシーを活かした「大阪独自の取り組み」として、例えば、ライフサイエンスやカーボンニュートラル、インバウンドなどの成長分野に注力することで、大阪の経済成長を加速させていく。
- 今後、議会との議論はもとより、経済界・有識者等との意見交換も踏まえて具体的な施策を検討し、年度内に取りまとめていく。

③Beyond EXPO 2025 によって大阪経済の活性化、加速化を図っていくとのことですが、様々な行政課題の解消も意識しつつ取り組んでいただきたいと思います。

特に、名目 GDP80 兆円の達成については、大阪全体で取り組まないと達成できる目標ではないと考えますが、こうした中で課題となるのが、いわゆる大阪の南北問題です。

府の統計によれば、一人当たり府民所得は北部地域で約 314～324 万円であるのに対し、南部地域では 256～286 万円に留まっております。

我が会派としては、この夏の会派要望においても、南大阪エリアのポテンシャル、例えば、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産や大阪産（もん）の食資源、ベイエリアにおける府有施設、カーボンニュートラル拠点の形成の進展や、大阪公立大学や大阪産業技術研究所など支援機関の立地、関西国際空港や府営港湾など、大阪の成長に貢献できる強みを有していることを踏まえ、南大阪を社会課題の解決や未来社会の実験場の拠点としての取り組みについて提案を行ってきたところです。

現在、南大阪の活性化に向けては、泉州地域及び南河内地域の自治体が連携し、「南大阪創生首長会議（仮称）」の立ち上げに向け、第 2 回の準備会が開催されているところであり、また、大阪商工会議所においても、大阪府南部と大阪都心部南部を「グレーターミナミ」と位置づけ、一体的な都市経済圏としての発展をめざした取り組みが進められております。

南大阪の活性化に向け、こうした大阪南部における経済界や地元市町村の動きを踏まえて Beyond EXPO2025 の取りまとめを行っていただきたいと思いますと考えておりますが、Beyond の今後の進め方について政策企画部長の見解を伺います。

(松井政策企画部長答弁)

○大阪全体の成長・発展を実現していくためには、府内の各地域における資源やポテンシャルを最大限活かした地域活性化の取組みを展開していくことが重要。

○ご指摘の南大阪地域については、これまでも、豊かな食資源に着目したガストロミーツーリズムの取組みを続けており、本年度からは、海外販売を開始したところ。

○また、「食」のみならず、お示しの大学・研究機関や、関西国際空港、豊富な歴史文化、みどり溢れる自然環境など、独自の強みや魅力を有する地域と認識。一方、人口減少などの地域課題を踏まえ、府も参画する市町村の協議会等が設置されており、将来のあり方議論を進めているところ。

○今後は、関係部局とともに、豊かな自然環境と食文化を結びつけた「癒しと賑わいの空間づくり」の検討を進めるなど、訪日外国人の府内周遊を促進するとともに、自動運転バスを活用した交通サービスの確立や、地域のポテンシャルを活かした農業振興等、地域の活性化と大阪の成長に繋がる施策を具体化してまいりたい。

(要望)

南大阪については、質問でも述べたように南北問題については早期に解決しなければならないと考えています。

答弁にあった通り、ポテンシャルはあるものの、しっかりと活かされていない事も踏まえ、府民のウェルビーイングの実現を一つの指標とし、地元市町村、経済界との取組みを今まで以上に連携しながら、課題解決を測りながらも魅力を高めるための施策をさらに加速させていただきたい。

また、南大阪のポテンシャルあるフィールドを大きく活用し、スタートアップの誘致、新産業活性化に向けて大阪府にしかできない役割をしっかりと担い、南大阪地域全体の活性化に向け、府庁一丸となって取り組んでいただくことを要望します。

(3)「Beyond EXPO2025」の推進に向けた組織体制

「Beyond EXPO 2025」の推進にあたっては、着実に実行できる組織体制を整えることが重要です。

万博閉幕後においては、万博推進局などの万博関連業務も収束していくことが見込まれ、新たな成長戦略の実行に向け体制を整える必要があります。

そこで、今後の体制整備についてどのように取り組むのか、総務部長に伺う。

（市道総務部長答弁）

- 本府の組織体制については、その時々行政需要に的確に対応するとともに、効率的で効果的な体制を確保するという観点から検討を行い、その体制整備を行ってきた。
- 具体的には、大阪の成長に向けて、これまで、大都市のまちづくりを府市一体で推進する大阪都市計画局や、全庁横断的な成長への取組を担う成長戦略局などを設置してきたところ。
- 今後、「Beyond EXPO 2025」の推進に向けた組織体制については、その着実な実行につなげていくため、新たな行政需要や万博閉幕後の業務整理の状況等も見極めながら、効果的な体制の構築に向けて検討していく。

（要望）

組織の構築や人事制度は政策実現の鍵を握ります。専門性の高い分野では、企業や外部専門人材、副業人材の活用など多様な人材が各々の強みを効果的かつ効率的に発揮できるよう、多様な形で府政に参画できる仕組みを検討すべきと考えます。大阪の成長をけん引する戦略的な組織体制と人事制度の構築を強く求めます。

（４）府財政の現状認識と今後の財政運営のあり方

ビヨンドを推進する上では、戦略的な組織体制と人事制度に加え、戦略的な財政運営の視点も重要であると考えます。

大阪府の令和６年度一般会計決算は実質収支が１７年連続の黒字となる１４５億円の予定であり、年度末の財政調整基金残高は２,３９６億円を見込んでおり、府債残高も、近年の臨時財政対策債の新規発行額の抑制等により着実に減少している状況です。

本年度においても、税収が過去最高となる１兆６,２８３億円を見込むなど、引き続き府の財政状況は堅調に推移していくことが見込まれます。

今後は、増収分の税金を足元の物価高に苦しむ府民や企業の皆様に還元することや、万博後の大阪経済をけん引する次世代リーディング産業の育成に向けた投資に予算を振り向けていくことを検討すべきと考え

ますが、府財政の現状認識と今後の財政運営のあり方について、財務部長に所見を問う。

（金森財務部長答弁）

○ 府財政は、府税収入が堅調に推移しているものの、主たる税収である法人二税の景気による変動に加え、社会保障関係経費など義務的経費や金利上昇の傾向があり財政運営上の懸念はあるが、万博の成功や万博後の成長に繋げる必要な施策に、財源を重点配分できている状況。

○ 令和 7 年 2 月の中長期試算において、今後も数百億円程度の収支不足が続き、令和 13 年度には最大で 910 億円と見込んでいることから、引き続き、財政規律を堅持する必要がある。

一方で、これまでの行財政改革により、減債基金の復元が完了し、財政調整基金も積立目標額 1,400 億円を確保しており、基金を取崩さなければ収支均衡した当初予算を編成することはできないものの、府財政は厳しい状況から一定脱却しつつある。

○こうした状況の中、物価高騰や公共施設の老朽化対策といった喫緊の課題に着実に対応するとともに、万博後の持続的な成長・発展と、府民の暮らしの向上に向けた施策には積極的に投資する財政運営を行ってまいりたい。

（５）府独自の税率設定

① 府財政の現状と今後の財政運営のあり方については、一定、理解しましたが、令和 7 年度当初予算において府税収入は過去最高であるなかで、府独自の税率設定により、令和 6 年度決算ベースでは法人事業税で 316 億円、法人府民税法人税割で 177 億円の計 493 億円を納税いただいております。今議会においては、この府独自の税率設定をさらに 3 年延長する議案が提出されております。

税率や対象法人の見直しや廃止をすることはできなかったのでしょうか。また、今後どのような状況になればこの府独自の税率設定をやめられるのか、出口戦略について財務部長に伺います。

（金森財務部長答弁）

○ この間の議会からのご指摘も踏まえ、府独自の税率設定を行うべきか否かという原点に立ち返り、多角的に検証を行った。

○・ 有識者や企業、経済団体に必要性について一定ご理解をいただいていること

- ・他の多くの自治体でも同様の制度を実施していること
- ・税収は堅調である一方で、社会保障関係経費などの義務的経費の増加が著しく、今後も増収額を大きく上回る都市基盤整備等の行政需要があること

から引き続き一定規模の財源確保が不可欠であり、現行制度のまま府独自の税率設定を継続することは避けられないと判断。

○ 今後も、府独自の税率設定の可否は、税収や行政需要を含めた財政状況などによって判断する。堅調な税収が安定的に継続し、標準税率による税収等によって収支が均衡する予算を編成することが重要な判断要素となる。また、この財源を活用した施策による成長の実現への効果についても丁寧に確認したい。

○ 今回の延長議案を可決いただければ、3年後の適用期間満了に向けて制度の在り方や存続の可否について、改めて必要性を検証してまいります。

(要望)

2030年の秋頃の開業見込みとされているIRからの納付金が府に対し500億円あるとされていることに加え、それに伴うビジネス環境の変化など、税収の変化も起こりうることが予測されます。そうした大きな環境の変化の予測も立てながら、制度のあり方や存続について、検証にとどまることなく、出口戦略を検討していただくよう、要望いたします。

② 先ほどの質問で、税収は堅調である一方で、今後も増収額を大きく上回る行政需要があるので、引き続き一定規模の財源確保が不可欠であり、現行制度のまま府独自の税率設定を継続することは避けられない現状であることは認識しましたが、であればなおさら、標準税率を上回る税率設定により企業からいただくこの貴重な税を納税する企業が、一定理解するではなく、納得できる予算としての活用が求められます。

インフラ整備や防災対策などへの活用だけではなく、納税いただく企業とも関連する、あるいはそれらの企業の成長につながるスタートアップへの投資などを行うべきと考えます。

つまり、この税の約500億円を元手に大阪の都市としての価値を高め、将来大きな効果となって企業や大阪府全体に還元されるよう「大阪を成長させるための投資をして都市の魅力を高めていく」ということが非常に重要であると考えますが、府としてこの財源をどのように活用していくのか、財務部長に伺う。

(金森財務部長答弁)

○ 「副首都・大阪」の実現をめざし、万博後の持続的な成長・発展を実現し、世界に伍する大阪を作り上げていく必要があると認識。

○ このため、この貴重な財源は、標準税率では賄えない活発な経済活動や社会活動を支えるインフラ整備と、首都機能のバックアップをするに相応しい高度な都市基盤の強化に活用しており、これらがスタートアップはじめ成長産業の集積にも寄与するものと考え。

○ ご提案のあったスタートアップへの投資については、法人府民税均等割の独自税率の財源を活用して実施しているが、大阪経済のさらなる成長にとって重要であると考え、今後、スタートアップの創出・成長の促進に向けた拠点・環境整備などの施策に一層積極的に投資していきたい。

(要望)

ただいま、財務部長より「今後スタートアップの創出・成長の促進に向けた拠点・環境整備などの施策に一層積極的に投資していきたい」との答弁がありました。



成長戦略加速化プランとして、グローバル都市大阪の経済成長ブースト戦略として、国際金融都市大阪の取り組みを通じて国内外のVC等を戦略的に誘致・集積させ、数千億規模の官民ファンドを設立するなど、大阪府財源の戦略的な活用を呼び水に民間投資を最大化し、スタートアップ等への成長分野へ資金供給を加速させ「ビヨンドエキスポ 2025」にブーストをかけ、大阪経済を飛躍的に成長させるという観点から、成長分野と考える部分について順次質問します。

（６）新たなスマートシティ戦略の基本方針

現在、我が国においては、人口減少の加速や高齢化の進展といった社会課題を抱えており、そのような状況で大阪府が発展し続けるためには、さらなるスマートシティ化が必須です。先日の副首都推進本部会議においては、これまでの取組を推進しつつも、AI や電力、人材、セキュリティなど、従来とは違った新たなステージを検討すべきという話がありました。世界的にも、AI の飛躍的な進化や、データ駆動型社会の進展など、テクノロジーの発展による社会情勢の変化がもたらされており、2020 年に策定したスマートシティ戦略を見直し、次のステージに向けた新たな戦略を策定する必要があると考えますが、どのような方針で大阪のスマートシティ化に取り組むのか。新部長としてのコンセプトや、どういう思いをもって取組を進めるのか、スマートシティ戦略部長に伺います。

（スマートシティ戦略部部長答弁）

○ 新たなスマートシティ戦略においては、住民 QOL 向上と、都市競争力の強化を目標とし、これに取り組むうえで、「共に創る」という意味の「共創」が大切。そのため、庁内他部局はもちろんのこと、住民、市町村、企業といった様々なステークホルダーとの共創を深め、住民が「便利になった」「大阪が良くなった」と実感できる、大阪モデルのスマートシティを実現したい。

○ 具体例を少し申し上げますと、AI エージェントと呼ばれる自立型の AI が、住民の代わりに手続きを行う取組や、AI 技術を活用して多様な声を収集し、施策立案に活かす取組等を新たに検討している。AI エージェントの活用においては、年内に関係企業等が参加するコンソーシアムを立ち上げ、実証を進めたい。

○ また、副首都推進本部会議で意見のあった、AI 人材の集積やセキュリティ対策等についても検討を進め、今後、有識者の意見を聞きながら戦略に盛り込んでいきたい。

（７）ORDEN の横展開と自治体間の共有化

副首都推進本部会議の際に意見があったように、東西二極の一極を担う気概をもって大阪の「スマートシティ・インフラ」を確保していただきたいと思います。また、これまでの成果の一つとしてオルデンが高く評価されておりました。

そのオルデンについて取り上げた本年 2 月定例会のわが会派の代表質問において、データ駆動型社会の実現に向けては、スーパーシティに指定された大阪が全国を先導して取り組む必要があり、オルデンの横展開を通じて広域的なデータ利活用を推進していく必要があると質問したところ、「自治体データ連携基盤共有化研究会」における横展開の取組として、広域観光の実証を行うと答弁がありました。

他府県と連携しながらデータ連携のユースケースを生み出していくことは、データ駆動型社会の実現において重要と考えます。この実証事業において、どのような取組を行っているのか、またデータ連携基盤の共用化における今後の展開について、スマートシティ戦略部長に伺います。

(市瀬スマートシティ戦略部長答弁)

- 大阪府が令和 6 年度に設置した「データ連携基盤共用化研究会」は、現時点で 45 の道府県が参加し、データ連携基盤共用化のメリットなどについて議論を深めている。
- 今年度は、共同利用の具体的な取組として、奈良県、滋賀県、石川県、高知県、鳥取県と共に、ORDEN に各府県の観光スポットやイベント情報を集約し、そのデータを元に AI が利用者の興味にあわせた観光モデルルートを提案する広域観光の実証事業を、本年 8 月から実施しているところ。
- 本事業により人流データや観光スポットへのアクセス記録等が ORDEN に集約されることとなる。これらのデータを次の観光施策等に生かすほか、種類や保有者の異なるデータを集約して活用する本実証のスキームを、例えば防災などの分野に横展開することも検討している。
- ORDEN の共用化については、現在複数の団体と具体的な協議を進めており、本実証で得られた成果を踏まえ、できるだけ早期に共同利用を実現していきたい。

(8) スマートヘルスの進捗状況

答弁にあったように、防災の分野でデータ利活用を進めることにより、精緻な災害の予測や都市の最適設計手法の高度化等、都市防災力強化に繋がるほか、新たな産業の創出にもつながるものと考えますので、早期共同利用の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

さて、オルデンと並ぶ成果であり、制度的インフラとしての役割も大きい取組が「スーパーシティ」で、そのテーマは、「データで広げる“健康といのち”」です。

大阪ヘルスケアパビリオン等で機運の高まった「データを活用して健康になる」というライフスタイルをいかに万博後、継承し、根付かせていくかが重要です。

本年 2 月定例会では、我が会派議員が PHR など最先端のヘルスケア技術を活用した健康づくりを進めることの重要性を指摘し、スマートシティ戦略に掲げるスマートヘルスシティを実現させていくとの知事答弁と、PHR 活用モデルを大阪から発信していくとのスマートシティ戦略部長答弁があったところですが、その後の展開について、スマートシティ戦略部長に伺います。

(市瀬スマートシティ戦略部長答弁)

- 府では、PHR を活用することで、健康づくりをより身近なものとする「スマートヘルスシティ」の実現に向け、PHR 活用に必要なスマートヘルスアプリを開発するスタートアップ支援に取り組んできた。
- PHR の活用に際しては、WEB3 を用いることで、アプリ利用者自らが PHR の共有先を個人で管理可能となる。一方、課題として公的ルールに不明確な面があるため、本年 4 月にスーパーシティ制度により、WEB3 による PHR 活用の認証基準等の特区提案を実施。7 月に国等との協力のもと、実証をスタートさせた。
- これら取組を積み重ね、スマートヘルスや PHR に関するビジネスを展開しやすい環境確保と、日々の生活の中で、PHR によって、健康づくりが進む新しい街のモデル創出につなげていきたい。

(9) 大阪のスーパーシティにおける「新たな仕組み」

大阪のスーパーシティは、大阪府・市の計画に基づき、これまで「夢洲」、「うめきた 2 期」で取組を進めてきたところですが、今後は、これらグリーンフィールドや、府民の皆さんが生活するブラウンフィールドといった括りに捉われない、柔軟な展開の必要性を本年 2 月議会で指摘させていただきました。

その後、大阪府・市の方針が、6 月の国家戦略特区諮問会議を経て、7 月に内閣総理大臣の了承を得、国が定めるスーパーシティの方針に反映されました。

重要なのは、スーパーシティの成果を、府民の皆さんが暮らしやすさを実感できるよう、いかに府域全体に展開していくか、これこそが、スーパーシティに大阪府が関与する一番の理由であると考えます。

スーパーシティの成果を府域展開するためには、まずはスーパーシティの成果が、万博後持続的に創出される仕組みを構築することが重要です。この点について、現在どのように取り組んでいるのか、スマートシティ戦略部長に伺う。

(市瀬スマートシティ戦略部長答弁)

- 万博後のスーパーシティについては、官民一体となって先端的サービスを継続的に創出し、社会実装に結び付ける好循環を生み出す仕組みの構築が重要と認識。
- このため、スーパーシティの取組を新たに行おうとするフィールドや企業等が自ら手上げし、一定の要件を満たすものを選定するスキームや、府域への展開も含めた支援のあり方を明確化するための実証的調査を大

阪市と共同でスタートしたところ。

○ 調査結果を踏まえ、来年度から具体的な仕組みを構築し、スーパーシティの成果の持続的な創出につなげていく。

（要望）

スマートヘルスの答弁にあったように、WEB3 はデータを大企業が一元的に保有・管理するのではなく、それぞれのデータの出し手が、自らのデータを保有し、誰にどのように使わせるのかを管理できる信頼性の高い技術として、流通など幅広い分野での活用にも注目が集まっております。

その中でも、PHR や医療情報の連携に WEB3 を用いることは、大変先進的であり、今後、これらの技術が進化することで、データのセキュリティやプライバシー、効率化、患者のエンパワーメント、アクセス向上など、多くの利点があるほか、医療の質が向上し、より安全で効率的な医療環境が実現する可能性もあると考えます。

また、スーパーシティ制度を活用することで、大阪発のビジネススタンダードを創出し、府域、そして全国に広げていくことができるといふふうにも考えます。

これらの施策を、Beyond Expo2025 に位置付け、来年度以降の予算確保に向け取り組んでいただきたいと思います。

（１０）国際金融都市実現に向けた今後の取組

そうした取り組みを進めていくためには、実証から実装までを一気通貫で伴走支援できる資金面での支援環境が重要であるとの観点から、国際金融都市 OSAKA 戦略について伺います。

2021 年度に策定した戦略は、「金融をテコに発展するグローバル都市」、「金融のフロントランナー都市」をめざす 2 つの都市像に掲げ、大阪・関西万博の開催年度である 2025 年度までを第一期活動期と位置づけて、金融系外国企業等の 30 社誘致などを目標に取組みを進め、進出企業を呼び込むため、英語で相談できるワンストップサポートセンターの開設や、拠点設立を支援する補助金、全国初の地方税の軽減制度の創設などの取組んできたところです。

また、2024 年 6 月には「金融・資産運用特区」に選定され、外国人による銀行口座開設支援など、大阪に進出しやすい規制緩和に加え、公立大学法人がベンチャーキャピタル等への出資を可能とする法改正により、投資環境を整える規制緩和も実現しました。

これらの取組みの結果、現時点で、大阪への進出企業数は 27 社となるなど、国際金融都市実現に向けた土台づくりは着実に進んでいると感じております。

2026 年度からの第二期活動期に向けては、誘致件数だけではなく、大阪・関西の経済に効果を波及させるよう、例えば官民をはじめとしたファンドの創設や、グローバル展開をめざすスタートアップへの支援、デジタル化した証券による資金調達案件の創出など、国内外から投資を促進し、在阪企業の成長に繋げていく取組みが必要と考えます。

今年度中に、戦略のアクションプランの改訂を予定していると聞いておりますが、どのような方向性で検討しているのか、政策企画部長に伺う。

（松井政策企画部長答弁）

○ 国際金融都市 OSAKA 戦略は、大阪市や経済団体、金融機関、大学などで構成する国際金融都市 OSAKA 推進委員会において策定しており、金融機能の強化を図り、大阪・関西経済の成長に繋げていくことが趣旨。アクションプランの改訂にあたっては、この趣旨を踏まえた取組みを展開していくことは不可欠と認識。

○ 誘致企業についても、在阪企業との間で投資や協業事例も生まれているが、更に大阪でビジネスを広げていくための後押しは、今後も重要と考えている。

○ アクションプランの改訂にあたっては、議員お示しの点も含めて、万博のレガシーを継承し、海外へのビジネス展開や都市のイノベーションなど、大阪の成長を金融面から支えていくという方向性で、引き続き推進委員会において議論を深めてまいります。

（要望）

厚みのある実体経済があることが、大阪・関西の強みであります。グローバルに展開できるような在阪企業を創出するための後押しなど、金融の力で大阪・関西経済を成長・発展させるところに、国際金融都市をめざす大阪の独自性があると考えます。次期アクションプランでは、この部分にしっかりフォーカスしていただきたいと思います。

また、具体策を考えていくにあたり、外からの呼び込みだけでなく、行政自らも、もっとできることがないか知恵を絞る必要があります。

例えば、民間と連携して大阪の成長産業等に投資する官民ファンドを組成することも一案です。

改訂に向けた検討を進める中で、有識者からもそのような意見が出ていると聞いておりますし、財務部長からも「今後、スタートアップの創出・成長の促進に向け一層積極的に投資していきたい。」と答弁があったところ
です。

大阪経済の成長にブーストをかける新たな取組みとして、検討していただくよう求めます。

（１１）未来医療の実用化・産業化に向けた取組

大阪府では、ライフサイエンス・創薬分野の強みを活かし、健康・医療関連産業のリーディング産業化に取り組んでおり、新たな技術やスタートアップが生まれ、世界をリードすることで成長に繋げていけるよう、「中之島クロス」「健都」「彩都」の三拠点を中心にライフサイエンス・クラスターの形成に向けた取組みを進めているところ
です。

昨年６月には、未来医療産業化の国際拠点である中之島クロスがオープンし、再生医療をはじめとした未来医療の産業化に向けた取組みが加速してきたものと認識しております。

また、今年に入り、中之島クロスに入居する、大阪大学発スタートアップのクオリプス社が iPS 細胞由来の心筋細胞シートを、住友ファーマ社が iPS 細胞由来のパーキンソン病薬の製造販売承認申請を厚生労働省に対して行ったところ
です。

これらの再生医療等製品が承認されれば、世界初の iPS 細胞由来製品となることが見込まれており、また、その実用化に向けた動きが加速しており、これまで有効な治療法の存在しなかった疾患に悩む国内外の多くの患者を救うことが期待されています。

さらに、現在開催されている万博では、iPS 細胞による心筋シートや「生きる心臓モデル」など再生医療に関する展示が国内外の注目を集め、広く一般の方々にも未来医療の可能性が示されるとともにこれら最先端技術の実用化が大いに期待されているところ
です。

万博後の大阪の成長に向けては、万博で示された未来医療をその産業化拠点である中之島クロスで実用化していくことが重要と考えます。

今後の展望・取組みについて、商工労働部長の所見を伺います。

（馬場商工労働部長答弁）

○ 中之島クロスは、医療機関や企業、スタートアップとその支援機関等が一つ屋根の下に集積する、世界

に類を見ない未来医療の産業化拠点である。

さらに、今年 6 月には、2028 年度内に、医療機関等への自家 iPS 細胞の提供開始をめざす、my iPS プロジェクトの拠点施設も稼働するなど、未来医療が実用化に向け、本格的に動き出したところ。

○ この機を逃すことなく、実用化に向けた動きを一気に加速し、中之島クロス発の未来医療が次々と生まれる仕組みをつくることが重要であり、それを実現する 2 つのエコシステムの構築を目指している。

○ 一つ目は、iPS 細胞の供給施設など、ステークホルダーが集積する中之島クロスの強みを活かし、基礎研究から臨床応用を経てビジネスにつなげる流れを一気通貫で加速させるとともに、臨床現場で顕在化した課題を基礎研究にフィードバックし、さらなるイノベーションの創出に繋げるエコシステム。

○ 二つ目は、海外で成果を上げている事業化支援やアクセラレーションプログラムを導入し、徹底した伴走支援によってグローバルに活躍するスタートアップを次々と創出することで、中之島クロスに投資やヒト・モノが集まり、未来医療を絶え間なく生み出すエコシステム。

○ 中之島クロスを運営する未来医療推進機構とも連携し、積極的に施策展開することで、世界中の方々に未来医療を提供するとともに、大阪の持続的な成長・発展につなげていく。

(要望)

2 つのエコシステムの構築に着手されていることは重要であり、実現に向けて府として全力で支援していただきたい。

加えて、世界初の iPS 細胞由来製品の実用化などを契機に未来医療の市場で成果を出すことを見据え、今後グローバル展開も見据えたスタートアップがそれらの市場でも成果を目指せるよう、支援を更に拡充していただきたい。

また、未来医療分野に必要な高度専門人材の育成・集積を図るため、教育機関や産業界との連携による人材育成やマッチングにも注力いただくことを要望いたします。

(12) 次世代エネルギーの供給拠点形成

2050 年のカーボンニュートラル実現に向けては、化石燃料の使用量を減らし、水素・アンモニア等の次世代エネルギーの利用を拡大することが必須であり、万博でも、未来社会ショーケースとして、水素燃料電池で発電された電力をパビリオンのライトアップ演出に利用する取組みや、会場内の生ごみ由来のバイオガスなどが

ら回収した CO2 と水素を合成してメタンガスを製造し、迎賓館での調理に利用する取組みなどが行われております。

こうした取組みを万博のレガシーとして継承し、大阪において、次世代エネルギーの利用を社会に広げていくことが重要と考えます。

実際に、大阪湾岸において、次世代エネルギーの供給拠点形成をめざす企業グループの取組みが進められているところであり、供給拠点形成に伴って、大型の設備投資や、エネルギー関連産業の集積なども期待され、産業振興につながるものと考えます。

府としても、次世代エネルギーの供給拠点形成に向け、積極的に取り組むべきと考えますが、今後の方向性について、商工労働部長に伺います。

（馬場商工労働部長答弁）

○ 次世代エネルギーの供給拠点形成に向けては、大阪臨海部において企業グループの取組みが進行しており、府としては、規制緩和や事業者リスクの軽減につながる財政支援の国への要望など、企業のニーズに応じて必要な支援に取り組んでいる。併せて、大阪港湾局と共に「大阪“みなと”カーボンニュートラルポート推進協議会」の場を通じて支援もしている。

○ この動きを更なる投資に繋げていくためには、大阪で次世代エネルギーの需要を作っていくことが重要と考えている。そこで、まず、エネルギーの供給元となるコンビナート内での利用に向けた立地企業の動きを促進していく。そして、府内・関西の産業集積を活かして、近隣府県や企業とも連携しながら、将来に向けて地域全体での次世代エネルギーの利用が拡大するような取組みについて検討を行っていく。

○ 加えて、次世代エネルギーを利用するための装置の開発や、次世代エネルギーへの燃料転換に向けた技術面での支援にも取り組んでいく。

○ こうした取組みを通じて、府内における次世代エネルギーの供給拠点形成の実現をめざしていく。

（１３）府内企業の海外販路拡大

次に府内企業の海外への販路開拓について質問します。

府内企業の高い技術力や大阪の持つポテンシャルを海外企業へ発信し、万博閉幕後の府内企業の海外ビジネス展開を後押ししていくことが重要であると考えます。

先日、E Cビジネス関連事業者から、企業によるB to C向けの越境 E Cビジネスにおけるテストマーケティングに対するサポート等の話を聞いた。現在、越境 E Cに関するセミナーや支援は、様々な関係機関において個々に行われていることから、ひとまとめに提供できる場が必要という課題があるものの、越境 E Cは府内企業にとって敷居も低く、自社の製品を消費者に直接届け反応を得られることから、BtoC ビジネスの海外販路開拓をスタートする手段の 1 つとして有効だと考える。

そこで、万博を契機とした府内企業の海外販路拡大について、商工労働部長の所見を伺う。

（馬場商工労働部長答弁）

- 万博会期中においては、1 社でも多くの府内企業が海外とのビジネスチャンスを獲得できるよう、商談会やセミナー、視察など、海外企業と府内企業とのマッチング機会の提供に、部を挙げて取り組んできた。
- 府内企業の中には、例えば、万博にあわせて府が作成した P R 冊子に掲載の府内企業のうち、7 月末速報値で約 70 件の海外からの問合せがあるなど、ビジネス創出の芽も出始めていると考えている。また、リボンチャレンジの出展企業からは海外展開ニーズも聞いており、そうした企業に対して、本府としては、大阪産業局において契約や税務など海外取引に係る相談対応や、現地の市場調査など、現地におけるサポートを行っていく。
- さらに、新たに海外展開にチャレンジする府内企業等に対しては、越境 E C や専門商社の活用なども有効な手段であり、事業者の実情や海外展開の段階に応じた支援を行うことが重要。そのため、セミナーやネットワーキング等を通じてその活用方法について紹介するなど、販路開拓支援に取り組む。

（要望）

万博後の販路開拓方法の選択肢を増やすためにも、様々な越境 E C 事業者や府内企業のクラスターやネットワークを作り、将来的には、例えば大阪製ブランド等の府内企業を対象とし、大阪で越境 E C 事業者を集めたエキスポのようなイベントもできればと考えます。

府内企業と越境 E C にノウハウのある事業者とをしっかりと結び付けることで、海外販路開拓をめざす事業者をしっかりサポートしていただくようお願いします。

成長分野への投資や支援に加え、成長を支える高度な都市基盤の整備も重要です。

(14) 大手前地区活性化

① 大手前地区は、大阪のまちづくりグランドデザインの拠点エリアのひとつである大阪城・周辺エリアの西側に位置し、国や府の行政機関が集積する官庁街ですが、周辺を見ると、大阪のシンボルで国際観光拠点でもあるみどり豊かな大阪城公園を中心に、東部地区の森之宮や難波宮、京橋地区などの開発も進捗しており、エリア全体の魅力を高めていくことで、より観光集客が望めます。将来の大阪のまちづくりを考えても、重要な拠点であると考えのもと、我が会派内で「大手前地区活性化推進 PT」を発足し提言をとりまとめているところです。

この地区を考えるうえでは、府庁舎の課題は避けては通れないことから、PTとして豊島区役所の建替えについて調査したところであり、これをもとに大阪府の考え方を確認したいと思います。

豊島区役所では、市街地再開発事業の中で民間施設との複合庁舎とすることで新庁舎の建替えを実質的な財政負担なしで実現されたとのことで、その建物には、行政施設、商業施設、分譲マンション等が入居し、それぞれが所有権を持つ区分所有の複合施設として整備されています。

大阪府でも、咲洲庁舎では民間事業者が別フロアに入っておりますが、行政と民間事業者が同一の施設に入居していることについて、どのように考えているのか。総務部長に伺います。

(市道総務部長答弁)

○咲洲庁舎は、平成22年にビル自体を購入したもので、建物全体が府の所有である。

○そのため、テナント事業者は、府の調整のもとで、賃貸借契約等の定めにより建物を利用しており、大規模な修繕等を行う際には、テナント営業に関する調整など一定の対応が必要となるものの、庁舎としての使用に大きな支障が生じるとは考えていない。

○一方で、一般論として、複数の権利者が区分所有をしている複合施設では、将来の修繕や建物更新を行う際に、その費用負担等の面で、各権利者の同意が必要となるため、合意形成が難しくなることが想定され、中長期的には、このことが課題となる可能性もあると考えている。

②庁舎の複合施設化については課題があるということですが、府庁舎を含めた大手前地区の整備は図っていくべきです。

府庁舎周辺を見てみると、使っていない建物が並んでおり、耐震性のない既存施設は撤去を待っている状態ですが、現在、使用されている庁舎は耐震性を有しているものの、本館は築後99年、別館も61年経

過しております。

庁舎の維持費も増大し、何より断熱性能の低さ、ICT 環境の整備といった現代の執務環境に求められる性能という点では大きく見劣りし、個別空調を導入することもできない古い建物です。

また、別館については築後 70 年で、使用継続可否の判断が迫っている状況です。

加えて、大阪城周辺の開発が進む中で、大手前地区は行政機関が集積し、経済的価値もある一等地であるにもかかわらず、今後の方向性も示されず取り残されている状況です。

大手前の特性を活かし将来の大阪の発展を見据え有効な活用を進めていくため、国等の参画と民間投資を呼び込み、再開発等を早期に検討開始すべきと考えますが、知事に所見を伺います。

(吉村知事答弁)

○大手前地区は、府庁舎や国の近畿経済産業局をはじめとして様々な行政機関が集積しているのみならず、大阪城公園・難波宮などと隣接しており、豊かな緑を身近に感じることができる官庁街として、大阪府内でも稀有な地区であると認識している。

○本府の大手前庁舎については、本館や別館の適切な維持管理に向け外壁改修などの大規模修繕を進めているところ。

○これらに加え、令和 6 年度から、安全確保策として耐震性能を有していない建物の撤去を順次進めており、今後も着実に取組みを進める。

○ 建物撤去後の跡地利用の検討については、庁舎分館など現在使用中の施設もあることから、大手前地区の土地利用の中でトータルに考えていく必要があり、中長期的に取り組むべき課題と認識している。

(要望)

大阪の成長・発展のためには、キタ、ミナミに続く新たな拠点開発が進む大阪城の東部地区だけではなく、ポテンシャルの高い大手前地区を活性化させることが重要です。

そのためには、核となる府有地の活用方針を早期に決定し、官庁機能に加え、オフィス、宿泊、商業、住居、学校などの多様な機能が集積するまちづくりを計画的に進めていただくよう要望します。

(15) 夢洲第2期区域のまちづくり

① 次に夢洲のまちづくりについて伺います。

夢洲の第1期区域では、IRを中心としたまちづくり、第2期区域では、未来社会を実現するまちづくり、さらに、第3期では、第1期、第2期の取り組みを活かした長期滞在型のまちづくりを展開することによる、国際観光拠点の形成を推進することとされております。

このような中、Osaka Metro 中央線で運行トラブルが発生し、来場者の帰宅が困難となり、夢洲の課題が浮き彫りになったところです。

安全・安心の観点から、これから開発が進む、万博後の夢洲のまちづくりは、第1期から第3期までのフェーズごとで、訪れる人の数や様相も変わってくることを踏まえ、災害時の人流・物流の確保や、システム障害など、有事への備えをしっかりと実施していくことが重要であり、夢洲への来訪者や就業者の安全・安心を確保していくべきと考えます。

そこで、今後、安全・安心の観点から、現在、開発に向けて準備を進めている夢洲第2期区域のまちづくりでは、どのように取り組むのか大阪都市計画局長に伺う。

(尾花大阪都市計画局長答弁)

○ 夢洲への来訪者や就業者の安全・安心を確保するため、現在策定中の「夢洲第2期区域マスタープラン Ver.2.0 (案)」において、デジタル技術の活用、自立分散型電源の設置等により、災害レジリエンスの向上に努めることとしている。

○ また、開発後においても、開発事業者が主体となって、区域全体を一体的に管理運営するエリアマネジメント団体を組成し、エリア全体の価値や魅力向上とともに、防災や防犯、環境・衛生など、幅広い視点から安全・安心に資するまちづくりに取り組むこととしている。

○ 今後、開発事業者に対して、これらの事項の確実な履行を求めるとともに、その取組を支援するなど、第1期区域のIRとの連携を含め、夢洲第2期区域の安全・安心のまちづくりに向けて、しっかりと取り組んでいく。

②次に夢洲アクセス鉄道について伺う。

これから世界中の人々が訪れる夢洲に対して、現在、令和7(2025)年1月に開業したOsaka Metro

中央線が唯一の鉄道ルートとなっております。

我が会派としては、桜島から夢洲へアクセスする北ルートとなる JR 桜島線延伸の実現が是非とも必要と考えており、この鉄道整備に向けては、1 期の IR、2 期のまちづくりによる国際観光拠点の形成を図ることが重要です。

今年 8 月、有識者、鉄道事業者等で構成する「夢洲アクセス鉄道に関する検討会」で、桜島から夢洲へアクセスする北ルートの費用便益分析や収支、整備効果等を検討し、同路線の優位性が確認されたところですが、今後、JR 桜島線延伸の具体化に向け、検討をどのように進めていくのか、大阪都市計画局長に伺う。

（尾花大阪都市計画局長答弁）

○本年 8 月に公表した夢洲アクセス鉄道に関する検討結果では、費用対効果や収支、整備効果の面で、既存の JR 桜島線を活用し、桜島から夢洲へ延伸する「JR 桜島線延伸」が、これまでの国の審議会に基づく「答申路線」よりも優位であることが確認された。

○本ルートの検討の深度化にあたっては、夢洲等の開発による需要を見極めたうえで、整備・運行主体や事業スキームを決定していく必要があり、今後、国や鉄道事業者等の関係者と協議・検討を進めていくこととなる。

○引き続き、大阪・関西のさらなる成長・発展をけん引する、国際観光拠点の形成に向け、夢洲のまちづくりを着実に推進するとともに、鉄道事業者等と連携しながら、本路線の具体化に向け、着実に取り組んでいく。

③次に、万博跡地を活用した開発として注目を集めている夢洲第 2 期区域のまちづくりについて伺います。

夢洲第 2 期区域のまちづくりは、万博の理念を継承し、1 期開発の IR とともに「国際観光拠点」の形成をめざすものであり、ベイエリアを牽引する「ニシ」の拠点として、IR に続き、速やかに進めていくべきです。

先日一方で、今般、国や経済界、博覧会協会、大阪府市で構成する「大屋根リングの活用に関する検討会」において、万博のレガシーとして「大屋根リング」の北東部約 200m を現在と同じように人が登ることができる「原型に近い形」で残し、その周辺を含むエリアを公園・緑地等として整備する案が示されました。

大屋根リングを残置することは、万博の記憶を未来につなぐ意味で非常に重要な取組である一方で、残置に向けた改修や維持管理には、相当の費用が必要になると見積もられております。

そこで今後、その財源については、万博の会場運営費の剰余金の活用や、国の交付金や補助金等の活用も幅広く検討していく必要があると考えますが、万博レガシーとしての大屋根リングの一部残置を含め、夢洲第 2 期区域のまちづくりの推進について、知事の所見を伺う。

(吉村知事答弁)

○ 夢洲第 2 期区域のまちづくりについては、万博の理念を継承した、国際観光拠点の形成に向けて、ここでしか体験できない圧倒的な非日常空間の創出を図ることが重要。

○ 大屋根リングについては、来場者の多くの声を踏まえつつ、万博レガシーとして将来へ伝えていくため、関係者と協議を重ね、今般、その一部を現在と同様に人が登れる形で残すこととした。

○ 今後、大阪市とともに、万博の剰余金の活用をはじめとする財源の確保などを前提に、リングの周辺区域を含め、万博を記念する公園としての整備を検討していくこととし、これ以外の民間開発区域については、2026 年春頃から事業者募集を開始し、速やかに具体化を図る。

○ 引き続き、大阪・関西のさらなる成長に向けて、夢洲第 2 期区域のまちづくりをしっかりと進めていく。

(16) 北陸新幹線

①北陸新幹線は、令和 6 年 3 月に金沢・敦賀間が開業し、残る敦賀・大阪間は、沿線自治体や鉄道事業者の意見も踏まえ、平成 29 年 3 月に政府与党 PT において小浜・京都ルートと決定し、想定される事業費、工期も併せて公表されたものの昨年 8 月に、国から昨今の物価高騰や検討の深度化に伴い、新たな事業費及び工期が公表され、ルートが決定された当時と状況が変わってきていることに加え、京都の駅位置等をめぐり様々な意見があり、議論が進んでいない状況です。

7 月以降、吉村知事が「米原ルートも含めて幅広く比較・検討すべき」と発言されておりますが、その意図について知事に伺います。

(吉村知事答弁)

○ 北陸新幹線は、関西圏と北陸圏をつなぎ、地域間の交流・連携を強化し、東西 2 極の一極を形成するために必要なインフラであり、大阪・東京間が東海道新幹線と併せて多重化されることで、災害時の代替補完機能を果たし、国土強靱化に資する極めて重要なインフラと認識。

○ そのため、一日も早く北陸と大阪を結ぶことが重要であり、議論を進展させるため、幅広く比較・検討を求めたところ。大阪までの早期着工・全線開業という最終目標に変わりはない。

②比較・検討を求めた意図は理解しましたが、昨年 8 月に国から示された事業費や工期は大幅に変更されている中で、関係者からは様々な意見が出され膠着している状況であり、このままでは、大阪までの全線開業時期が見通せなくなると考えられます。

一日も早い全線開業に向けて大阪府としてどのように取り組むのか知事に伺います。

(吉村知事答弁)

○ 昨年、国から示された事業費や工期は、大幅に変更されており、費用対効果も未だ示されておらず、また、関係者からさまざまな意見が出されており、合意形成が図られていない状況。

○ 議論を進展させるため、米原ルートも含めて、改めて幅広く比較・検討するよう、本年 8 月に国へ要望。

○ 本府としては、引き続き、あらゆる機会を捉え、国へ強く働きかけ、関係者への合意形成が図られるよう、取り組むとともに、一日も早い北陸新幹線の大阪までの着工・全線開業をめざしていく。

(17) リニア中央新幹線

北陸新幹線の大阪府の取組については、理解しました。

今後、副首都大阪の実現に向けては、北陸新幹線の全線開業に加えて、リニア中央新幹線も重要なインフラです。

リニアは、東京・大阪間の三大都市圏を 67 分で結び、約 7,000 万人が交流し、経済の活性化に寄与する日本中央回廊の形成が期待されます。

現在、品川・名古屋間の工事が先行して進められておりますが、JR 東海より令和 5 年 12 月に静岡工区の着工の遅れなどから、開業時期を 2027 年以降と見直されたところです。

名古屋・大阪間への影響が懸念される中、今年 6 月に政府が閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2025」いわゆる骨太の方針に、国家プロジェクトとして、沿線自治体と連携し、2037 年の全線開業に向けた環境整備を行うと明記されました。

令和 5 年 12 月から JR 東海が、名古屋・大阪間の環境アセスメントに着工したところですが、一日も早いリニア中央新幹線の全線開業に向けた大阪府の取組について知事に伺います。

（吉村知事答弁）

○ 名古屋以東で様々な課題がある中、国に強く要望した結果、今年度の骨太の方針にも全線開業時期が記載された。

○ 引き続き、沿線自治体や経済団体と協力し、期成同盟会等の開催により、国や JR 東海に対して、名古屋・大阪間の駅位置やルート of 早期確定をはたらきかけていく。

○ また、事業を進める上での様々な課題に対し協力していくなど、一日も早い着工、全線開業に向けて関係者一丸となって取り組んでいく。

（１８）新大阪駅周辺のまちづくり

新大阪駅周辺地域は、東京と大阪を結ぶ「日本中央回廊」の西の中心であり、「大阪のまちづくりグランドデザイン」においても、特に重要な拠点エリアと位置付けており、我々としても、東西二極の一極を担う「副首都・大阪」の実現に向け、リニアや北陸新幹線の開通を見据え、新大阪駅周辺が広域交通の一大ハブ拠点となるよう、まちづくりを積極的に推進すべきと考えております。

本地域のまちづくりについては、関係者が多く、合意形成に時間を要するため、リニアや北陸新幹線の動きに左右されることなく、取組を進めるべきと考えます。そこで、今後の新大阪駅周辺地域のまちづくりについてどのように取り組むのか、大阪都市計画局長の所見を伺います。

（尾花大阪都市計画局長答弁）

○ 新大阪駅周辺地域は、広域交通ターミナルとして大きなポテンシャルを有する一方で、鉄道や幹線道路によりエリアが分断され、スムーズな行き来が困難な箇所もあり、現在の交通広場は、特に歩行者の目線から利便性や快適性が高いとはいえない状況。

○ このため、都市再生緊急整備地域の指定を経て、関係機関と共に、まちづくりの方針をとりまとめ、これをもとに、先月、「交通結節機能強化検討会」を開催し、人中心の広場機能の配置と共に、乗換えを含む分かりやすい歩行者動線や、駅周辺の空間形成についての検討を進めている。

○ こうした動きと併せて、新大阪駅南側の交通広場周辺では、「新大阪駅南口エリアまちづくり協議会」が設立され、地権者など 40 社を超える企業などにより、まちの将来像の検討が進められている。

○ 今後、このような民間の動きを踏まえ、交通広場等の公共空間と周辺の民間都市開発が連携した計画的なまちづくりの促進を図るとともに、セミナーやシンポジウムの開催などを通じてまちづくりの機運を高めるなど、世界有数の広域交通ターミナルのまちづくりの実現に向けて、積極的に取り組んでいく。

(要望)

北陸新幹線のルート検討が米原ルートを含めて行われる状況であるが、新大阪駅周辺地域のまちづくりは着実に取り組んでいくとの答弁をいただきました。

新大阪駅は、日本の他都市と繋がる大阪における陸の玄関口であり、新大阪駅やその周辺地域においては、鉄道やバスなど既存の交通手段のターミナルとしてのみでなく、今後のまちづくりにおいては、今後商用運行が計画されている空飛ぶクルマのポートを設置するなど、新たな交通手段の結節となることも検討する必要があると考えます。

引き続き、新大阪駅周辺地域を含め、大阪都心部のまちづくりを推進するとともに、それらの拠点開発効果を大阪府域に波及させていこう、しっかりと取り組んでいただきたい。

(19) 府営港湾の長期的な構想

次に、府営港湾の長期的な構想について伺う。

府営港湾における長期構想である「あすぽーと 21」は、策定後約 20 年が経過しており、港湾を取り巻く環境は大きく変化しております。

例えば産業のグローバル化に伴う産業構造の変化や、港湾における脱炭素化いわゆるカーボンニュートラルポートの実現、気候変動への対応やインフラ老朽化対策として、府民の安全・安心を守り、社会経済活動を持続可能にするための国土の強靱化、臨海部の再生や賑わい創出など、府営港湾が取り組むべき課題が様々生じている状況です。

今後、大阪の持続的な成長や港湾の発展のためには、港湾を取り巻く多様な潮流や課題に対応した新たな長期的な構想が必要であると考えます。

そこで、昨今の社会情勢の変化や、万博を契機とした大阪の持続的な成長を踏まえた新たな長期的な構

想の策定について、どのように取り組むのか大阪港湾局長に伺います。

(中小路大阪港湾局長答弁)

○ 府営港湾では、概ね 20 年から 30 年先を見据え、港湾の整備や振興、管理運営などの多様な視点から、基本的な施策や取組の方向性を示した「大阪府営港湾長期構想（あすぽーと 21）」を策定し、これまで着実に取組を進めてきたところ。

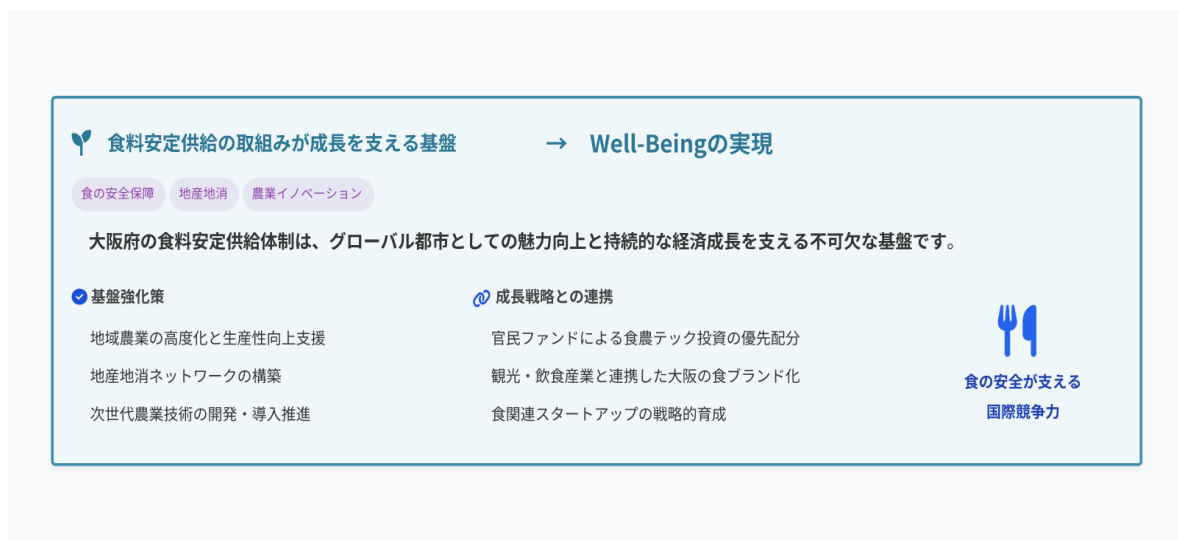
○ 新たな構想の策定には、世界各地で経済発展が進む中、府営港湾を取り巻く多様な課題や社会情勢の変化、さらには国が示す港湾施策などに対して、幅広く議論を重ねることが重要であり、また、議員お示しのとおり、万博を契機とした大阪の持続的な成長も踏まえて検討する必要がある。

○ 今後とも、府営港湾が、利用者には選ばれる港であり続け、大阪の持続的な成長にも資するよう、新たな構想の策定に向け、着実に検討を進めてまいります。

(要望)

新たな府営港湾の構想の策定に向け検討を進めるとのことで、今後の取りまとめに期待します。

また、今後の府営港湾がより活性化していくためにもインフラ対策やカーボンニュートラルをはじめとする諸課題の解決のほか、産業集積の候補として上がっている木材コンビナート貯木場の利活用も推進いただきながら、安全保障の観点もふまえ、大阪のベイエリアが戦略的に成長していく未来を歩めるよう取り組んでいただくことを要望します。



(20) 食の安定供給

食料の安定供給体制を大阪府が構築することは、グローバル都市としての魅力の向上と副首都を担う大阪として持続的な経済成長を支える重要な都市基盤であると考えます。

そうした認識のもと、大阪府における食の安定供給の確保について質問します。

2024年8月末ごろ、大阪府内の小売店、特にスーパーマーケット等の店頭において、お米が無くなり消費者への影響が深刻化したことがありました。その背景には、国内産のお米の生産量の減少や、流通の問題があると考えられますが、特に2023年秋の台風や悪天候の影響が大きかったことが指摘されています。今後さらに供給網の脆弱性が露呈する恐れがあります。

また、今年も大阪府営業冷蔵倉庫協会の方から、営業冷蔵倉庫の老朽化が進んでおり、建て替え用地確保についての要望を受けているところです。

冷蔵倉庫は、肉類や魚介類などの生鮮食品の安定供給において極めて重要な役割を果たしていますが、これらの施設の老朽化が進むことで、冷蔵設備の容量不足や、食品の品質維持に関する懸念が高まるということです。さらに、大阪府は、肉類や魚介類の供給を海外に依存している状況であり、国内外の物流問題や自然災害等のリスクが、今後ますます重要な課題となります。

さらに、肉類や魚介類の需給において、国内での供給が追いつかず、海外からの輸入に依存する割合が年々増加しています。特に、コストや物流の不安定さ、または地政学的なリスクによって、価格の変動や供給の遅延が生じる可能性が高まっています。これにより、消費者に対する価格上昇や供給不安定の影響が懸念されます。大阪府においても、こうした現実的に起こりうるであろう課題を前提に大阪という大都市の特性に応じた、供給体制と流通対策の強化が求められます。

以上の課題を踏まえ、今後、大阪府として、既存の取り組みに加え、食料供給体制の強化や営業冷蔵倉庫の再整備含め、流通対策の強化に向けたビジョンを明確にした総合的な取り組みが必要であり、府民の安全で安定した食料供給を守るため、食料安定供給の確保戦略を打ち出す必要があると考えます。

府民880万人への食料の安定供給を確保するという観点から、広域行政を担う府が果たすべき役割について、環境農林水産部長の所見を伺います。

(原田環境農林水産部長答弁)

○ 食料・農業・農村基本法は、食料安全保障の確保、環境と調和の取れた食料システムの確立、農業の持続的発展、農村の振興の4つの基本理念にのっとり、関連施策を総合的に策定し実施することを国の責

務としている。

○ 一方、同法は、地方公共団体に対して、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を策定し、実施することを責務としている。

○ また、今年 4 月に施行された食料供給困難事態対策法においては、国は、国民への食料の安定供給を図るため、食料が不足する事態を未然に防止し、または事態の深刻化を防ぐこととされたところ。

○ こうした食料安全保障関連法の枠組みの中、現在、生産から消費までの各段階における様々な関係者の努力のもとに府民への食料の安定供給が図られているが、昨年夏の米の品薄のような事態が生じることもあり、今後も府民の食料安全保障が確保されることは重要と認識している。

○ 府としても大都市の強みを活かし、農林水産業の生産拡大や地産地消の推進のほか、食ロス対策なども含めた様々な取組を進めているところ。引き続き、国や農業従事者、民間事業者等と協働し、府民への食料の安定供給に努めていく。

（要望）

答弁でも触れられていた食料・農業・農村基本法では、第 2 条において、「食料は、人間の生命維持に欠くことができないものであり、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることから、良質な食料が、合理的な価格で、安定的に供給され、国民一人一人がこれ入手できる状態の確保が図られなければならない。」という基本理念が掲げられています。そして、同法第 9 条では、そうした基本理念にのっとり、「国との適切な役割分担を踏まえて、地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」という、地方公共団体の責務が明記されています。

加えて、同法第 20 条には「国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の食料の持続的な供給に資する事業活動の促進、事業基盤の強化、円滑な事業承継の促進、農業との連携の推進、流通の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における事業の展開の促進その他必要な施策を講ずるものとする」とあり、農林水産省の担当の方に確認したところ、先ほど申し上げた、9 条の責務に基づき国との適切な役割分担のもと、府も食品産業の健全な発展に取り組む必要があるとの見解でした。

世界的な人口の増加や気候変動、国際情勢の変化などにより、府民一人ひとりにとっての、食の安全・安心が脅かされるリスクは、いつなにか顕在化するかわかりません。そうした中、広域行政を担う大阪府として、食料の安定供給を確立する流通対策を全国に先駆けて推進していくことは、Beyond EXPO2025 の

骨子案に示された「Well-being な副首都・大阪に向けた動きをより一層加速させる」取組み、そのものであると考えます。

先ほど、環境農林水産部長からは、「引き続き、国や農業従事者、民間事業者等と協働し、府民への食料の安定供給に努めていく」という前向きな答弁をいただきました。法に基づく地方公共団体の責務として取組みを進めていただくことはもちろん、副首都をめざす大阪として、国を先導していくくらいの意気込みをもって、食料安定供給につながる流通対策にしっかり取り組んでいただきたいと思います。まずは、困っておられる事業者の声を聞いていただくことを強く要望するとともに、この問題に関しては、引き続き議論を深めていくことができればと考えていますので、お願い致します。

3. Well-Being 実現都市・大阪

（1）聴覚障がい児・者の自立に向けた支援

① 今年の11月15日、“きこえない・きこえにくい人のためのオリンピック「東京2025デフリンピック」”が開催され6月には「手話施策推進法」が公布・施行されるなど、聴覚障がい者をとりまく環境が大きく変化したものと考えております。

こうした状況のなか、今後社会で活躍する聴覚障がいのある子どもたちの育成のため、教育と福祉が連携し、より早期から学習環境の一層の充実を図ることが望ましいと考えておりますが、府内の聴覚支援学校については、大阪市と堺市にしか設置がなく、通学の事情から地域の小中学校への進学を多く選択されている状況であると聞いております。

そのため、それぞれの学びの場の教育を充実させていくことが重要と考えますが、一方で、地域の小中学校において支援教育を担う教員の専門性については、人事異動等により、その担保や継承が難しいという事情もあると聞いているところです。

聴覚障がいのある子どもたちが、自己理解を深め、自己肯定感を高めながら自身が思い描く将来像に向かって成長していけるよう、教員の専門性の向上や教育環境の整備により、聴覚障がい教育をより良いものとしていくべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

（水野教育長答弁）

○ 聴覚に障がいのある子どもたちが、自身の強みを最大限に活かし、社会で活躍する人材として成長するこ

とができるよう、引き続き、教育と福祉が連携することに加え、支援学校や小中学校などそれぞれの学びの場において、適切な障がい理解をふまえた教員の専門性の向上を図ることが重要であると認識。

○ 議員お示しのとおり、聴覚支援学校が大阪市と堺市への設置となっているため、府域全体の小中学校における聴覚障がい児への支援教育力の向上が必要であると考えている。

○ そのため、聴覚支援学校の教員が地域の小中学校を訪問等し、様々な指導助言を行うなど校内体制づくりを支援しているほか、地域の小中学校教員向け公開講座を実施している。また、府教育庁が毎年実施している「特別支援学校教育職員免許法認定講習」のうち、聴覚障がい者に関する教育の科目には、支援学校の教員に加えて、概ね 150 人を超える地域の小中学校教員も受講している。

○ 今後とも、地域の小中学校への支援を進めながら聴覚に障がいのある子どもたちの教育の充実に向けて取り組んでまい。

② 大阪府では、平成 29 年度に手話言語条例を制定し、手話の言語としての認識の普及や習得機会に関する様々な施策が進んでおります。教育庁には、子どもにとっての手話の重要性に着目した取組を強化していただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

また、手話言語条例に基づく施策の一つである難聴児の早期支援については、府立福祉情報コミュニケーションセンターを中核機能拠点に位置付けて取り組まれています。

その支援を担う通称「NPO こめっこ」では、長年、東京大学等のアカデミアとの連携で心理発達、学習能力、言語脳科学などの各分野の研究が実施されているところです。

研究の中間報告では、早期の手話習得が、コミュニケーション能力だけでなく、抽象的概念の理解や論理的思考といった学習能力の基盤形成に影響があることを強く示唆する科学的知見が得られたという内容があったとのこと。

このような理論に基づき、乳幼児期から楽しみながら手話言語を獲得できる「BABY こめっこ」に参加した保護者からは支援が受けられてよかったとの声を聴いているところですが、子どもへの負担を考えると、居住地域の近くで支援を受けられればという切実な声も聴いております。

府内どこに住んでいても、難聴児が安心して必要な支援にアクセスできる環境の整備は、きわめて重要であり、そうした観点から、乳幼児期から地理的制約を超えて支援を届けられる新たなあり方、いわば「拡張こめっこ」についても検討すべきと考えます。

そこで、現状、福祉情報コミュニケーションセンター以外で行われている手話言語獲得支援とその実施状況

について、福祉部長に伺う。

（吉田福祉部長答弁）

○難聴児とその保護者が、居住地にかかわらず、手話言語の習得といった支援を安心して受けられることは重要であると認識しております。

○現状、福祉情報コミュニケーションセンター以外で実施している手話言語獲得支援としては、専門性のある支援者を府内各地に派遣する「出張こめっこ」を実施しております。

○令和６年度の「出張こめっこ」は、保育所や難聴児にコミュニケーションの習得を支援する療育機関などで１１回実施しております。

③ 福祉情報コミュニケーションセンター以外でも行われているとことで、支援を広げていく姿勢は評価いたしますがしかし、出張という形では、スタッフの人的制約や場所的制約もあり、実施回数はおのずと限られてくるものと考えます。

今後、広くニーズに応えていくためには、新しい技術、知見も取り入れていく必要があります。

冒頭申し上げた手話言語条例に基づく各種施策の推進にあたっては、条例に基づく施策への助言などを行う部会を設置し、当事者や支援者、医療、教育といった各分野の有識者からの意見聴取をしながら、支援策が検討されていると聞いているところですが、条例が制定されてから８年、社会の環境とともに、手話言語を取り巻く環境も大きく変化しております。

今後、新しい技術、知見を支援策に活かしていくには、現在の支援策検討の枠組みに、アカデミアやスタートアップといった潜在的なステークホルダーの意見を取り入れていく必要があると考えます。

条例に基づく施策に関する現状の課題認識と、今後、どのように支援方策の検討を進めていくのか、福祉部長に伺います。

（吉田福祉部長答弁）

○手話言語条例は、手話を言語として位置づけ、共生社会の実現においても大きな意義を有するものと認識しております。

○一方で、支援機会の充実や専門性の高い支援者の確保など、引き続き取り組むべき課題があると受け止

めております。

○引き続き手話言語条例評価部会などあらゆる機会を通じて当事者・保護者・支援者の声を丁寧を受け止めるとともに、この間の社会環境の変化に伴い、課題解決に資する新しい技術に知見を有する関係者のご意見も踏まえ、条例の理念を実現させる方策を検討してまいります。

(要望)

手話言語は、難聴児の健全な心理発達と学習能力の基盤となる「必須の言語」であり、乳幼児期から手話言語を獲得することは、人工内耳などの聴覚活用と「車の両輪」をなす、難聴児の発達にとって大事な支援です。

難聴の子どもたちが、包括的な支援を受けることで、自尊心や自己肯定感をはぐくみ、生きがいをもって成長し、その次の世代の支援の担い手となることで、良い循環が生まれるとも考えられます。

そういった未来を実現させるためには、アカデミアやスタートアップにより開発が進められている AI を活用した同時手話通訳アプリといった先端技術の導入やそれによる学習環境の向上等に、関係部局が連携して取り組むことが重要であると考えます。

医療・福祉・教育などが連携をさらに強化し、手話施策推進法及び手話言語条例の理念が実現されるよう取り組みを進めていただくことを強く求めておく。

(2) 重症心身障がい児・者の受け入れ施設不足

医療的ケア児・者の増加により、支援体制の整備が急務となっています。医療的ケアを担う看護師等の人材不足や重度障がい児・者の受け入れが可能な施設の不足が懸念されており、その実態については注視しなければならないと考えています。

先日、会派にて、医療的ケア児・者支援を行なっている事業者の方々と勉強会や意見交換、事業所訪問を行った際、「当事者の声は、特に医療的ケア児・者やその家族については人数が少なく社会の注目が集まらないこと、また、日々の介護の負担が大きく自ら声をあげていくことが困難であることから、行政に届いていないのが現状です。」と言っておられました。

こうした状況に置かれている医療的ケア児・者やその家族の声を行政に届けるための場を設けることが必要と考えますが、福祉部長の所見を伺います。

(吉田福祉部長答弁)

○ 医療的ケアを担う看護師などの人材不足や、重度障がい児・者を受け入れることが可能な施設の不足については、ご指摘の通り課題となっている。

○ 当事者の声は、現場で直面している具体的な問題やニーズを把握し、適切な施策を講じるための貴重な情報源であることから、医療的ケア児・者やその家族、更には日ごろ医療的ケア児・者の生活を支えている施設関係者の声を丁寧に拾い上げることが重要であると認識している。

○ 当事者の声を把握し今後の施策に繋げていくことを目的とした具体的な課題の共有を図る場について在り方の検討を進め、年内には関係者の声を集約し、医療的ケアが必要な方々の生活の改善に繋がるよう取り組みでまいる。

(要望)

具体的な課題共有を図る場が、どういった座組であるかということに加え、どう言った声があったか、ご報告をお願い致します。その上で、早急に取り組むべき部分については、現に家族の方含めた当事者の皆さん、困っておられる方がたくさんおられますので、次年度の予算に反映できるよう、スピード感を持って進めていただきますよう要望いたします。

(3) ワンストップ支援センター連携強化・対応

① 性犯罪・性暴力については、個人の尊厳を深く傷つけ、心身に悪影響を及ぼす重大な人権侵害であり、長期にわたって苦しんでいる被害者も多くおられます。

また、被害は女性だけでなく、男性や子ども等でも発生しており、多様な被害者に応じた対応も求められています。

このような中、性被害の深刻化を防止し、回復を支えるため、府では令和7年度から、被害直後の医療や心理的支援、法的支援等の総合的な支援を行う「大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の運営を委託事業として位置づけ、府の責務として主体的に設置するとともに、継続的な事業実施を図っているところです。

このワンストップ支援センターについては、NPO 法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO が業務を受託し、被害者支援にあたっておりませんが、円滑な運営や多様な被害者の支援には、医療、福祉、教育、警察等の様々な関係機関との連携が不可欠になることから、受託者任せではなく、府が主体となって、

連携体制の強化を図っていくべきと考えます。

令和 7 年 2 月定例府議会における我が会派の代表質問では、性被害者支援の連携体制の強化に向け、「連携先等の有識者が参画した検討会議の設置」や、「協力医療機関のネットワーク強化」等に関して質問し、取組を進めていくとの御答弁をいただいているところですが、その後の対応状況について、危機管理監に伺います。

（奥平危機管理監答弁）

○ ワンストップ支援センターについては、今年度から、府が主体的に運営するため、補助事業から委託事業に変更するとともに、これまでの病院拠点型では、特定の病院の負担が大きいことから、医療機関との連携型に移行し、協力医療機関の拡充を進めている。

○ 連携型への移行にあたり、関係機関とのネットワーク強化や、医療機関の負担軽減と支援策等を検討するため、学識、司法、医療、福祉、教育、警察等の委員で構成する「大阪府性犯罪・性暴力被害者支援有識者検討会議」を新たに立ち上げ、5 月に第 1 回会議を開催する等、議論を行っているところ。

○ また、協力医療機関については、これまで産婦人科の 10 病院となっていたが、健康医療部の協力のもと、医療団体を通じて協力を働きかけた結果、新たに約 30 機関から、被害者支援に協力いただけるとの賛同があった。

○ これらの協力には、産婦人科だけでなく、男性や子ども等にも対応できる泌尿器科や肛門科、小児科のほか、中長期の支援において必要となる精神科も含まれている。

○ 今後、協力医療機関が参加する「性暴力被害者支援ネットワーク連携・協力会議」において、支援内容や事例共有、症例検討を通じ、診療の標準化や二次被害の防止等を図っていく。

○ 今年度は、ワンストップ支援センターの大きな転換期にあたることから、府が主体的に関係機関との連携強化に取り組み、多様な被害者に寄り添った支援体制を構築していく。

② 先月、厚生労働省の薬事審議会において、意図しない妊娠を防ぐため、「緊急避妊薬」を薬局などで医師の処方箋がなくても購入できる、いわゆるスイッチ OTC 化を認める方針が承認されました。

今後、厚生労働省でのパブリックコメントや承認等を経て、年齢に関係なく薬局で「緊急避妊薬」を購入できるようになります。

購入時には薬剤師が直接説明を行ったうえ、早く服用することで、効果がより高まり、性行為から 72 時間以内に服用すれば、高い確率で妊娠を防げるとされていることから、薬剤師の面前で服用することを義務付ける方針とのことでした。

また、出産を希望しないにも関わらず、「緊急避妊薬」の服用が間に合わない場合や、後から妊娠が判明した場合等は、人工妊娠中絶も検討することになりますが、手術ができる時期は妊娠 22 週未満と定められていることに加え、費用が高いことなど様々な理由から、中絶できず出産に至るケースもあります。

そうした中、泉佐野市では、望まない妊娠に悩む女性が病院以外に身元を明かさない「内密出産」の導入や、育てられない新生児を匿名で預かる、いわゆる「赤ちゃんポスト」の設置をめざしていることが報道されています。

本来、親からの愛情を一身に受け、家族からの祝福のもと誕生すべき存在である命が、殺害や遺棄されるといった痛ましい事案が後を絶たないことから、大阪府としてもできることはあると考えます。

また、出産後、子どもを育てられない事情は、望まない妊娠や出産だけでなく、様々な理由があると思いますが、危機管理室が所管する「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」とも、連携が必要なケースがあるのではないかと考えます。

そこで、「緊急避妊薬」について、性犯罪・性暴力被害者も服用することが考えられますが、今後、スイッチ OTC 化に伴い、ワンストップ支援センターと薬局では、どのように連携を図っていくのか。

また、ワンストップ支援センターの概念には、予期せぬ妊娠をして、誰にも相談できずに不安や悩みを一人で抱え込む被害者の対応も含まれると考えますが、その認識について、あわせて危機管理監に伺います。

（奥平危機管理監答弁）

- 性犯罪・性暴力被害者を支援するため、相談や連携機関へのコーディネート等を行っているワンストップ支援センターでは、初期対応で避妊措置が必要な場合、「緊急避妊薬」を処方している。
- 今後のスイッチ OTC 化に伴い、性被害者等への対応として、厚生労働省からは、薬局を起点に、ワンストップ支援センターも含めた関係者が連携し、支援体制を構築することが示されたところ。
- 国からは、正式承認時に改めて、ワンストップ支援センターに協力依頼が発出される予定と聞いており、購入者が性被害者であった場合に備え、同センターの支援内容をわかりやすく記載したチラシ等を作成し、薬局等に配布するなどの準備を進めていく。
- また、性被害により予期せず妊娠し、不安や悩みを抱えた被害者や、やむを得ず出産に至った被害者に

についても、ワンストップ支援センターの支援対象となる。

○ 今後とも、まずは性被害者が、相談先や支援内容等を把握できるようワンストップ支援センターの周知を図るとともに、関係機関と連携した被害者支援につながるよう取り組んでいく。

（要望）

緊急避妊薬のスイッチ OTC 化に伴うワンストップ支援センターの支援内容を記載したチラシ等を作成し薬局等に配布するとのことですが、その際、重要なことは性被害を受けているかどうかの可能性を含めた把握を属人的にではなく機械的に行うことができる仕組みを構築することが重要です。最新技術の活用も視野に関係各所連携のもと取り組んでいただきますよう、要望いたします。

また、センターの周知については、ターゲティング広告のような周知方法に加え、日常的に目に触れる場所等への掲示や、性被害性暴力撲滅強化月間などを設け、様々な団体と連携し集中啓発活動を行うなど、誰もがその存在を認知している状態を目指し、徹底した周知活動をお願い致します。

（４）切れ目ない支援

① さきほど、危機管理監から「性被害により予期せず妊娠し、不安や悩みを抱えた被害者や、やむを得ず出産に至った被害者についても、ワンストップ支援センターの支援対象となる。」との認識を示していただきました。そういった部分についても分かりやすく、周知に取り組んでいただくことをお願いするところですが、赤ちゃんの遺棄や殺害という痛ましい事件を繰り返さないようにするためには、センターだけで全てを救い上げることにについては限界があり、府全体で妊娠期から出産後まで切れ目なく支援が届く仕組みを構築していく必要があります。

現在、府では「にんしん SOS」の相談窓口を設置していますが、より多くの方に周知されることで、予期せぬ妊娠を抱えた女性が孤立せずに支援につながれる可能性が高まります。また、支援が必要な妊婦を把握した場合には、要保護児童対策地域協議会での見守りと、出産後も切れ目なく継続支援を行う仕組みを強化することが重要です。

社会全体で子どもの命を守るセーフティーネットを構築し、妊娠を秘匿している女性や、自宅・自宅外での分娩といったリスクの高いケースにおいても、支援につながりやすくする取組を進める必要があると考えます。

そこで、予期せぬ妊娠を抱えた女性を対象とした相談窓口「にんしん SOS」を通じた支援や、リスクの高い妊産婦への医療的な支援について、どのように取り組んでいるのか、健康医療部長に伺います。

また、子どもの尊い命を守り、切れ目のない支援体制を構築するために、どのように取り組んでいるのか、福祉部長に伺います。

（西野健康医療部長答弁）

○ 予期せぬ妊娠に悩み、妊娠を秘匿している女性の孤立を防ぎ、適切な支援につなぐことは、産まれてくる子どもの命を守るためにも重要であると認識。

○ このため、府では、「にんしんＳＯＳ」へ緊急で対応が必要な相談があった場合には、本人の同意のもと、医療機関や市町村による支援へつなぐ仕組みとしており、昨年度は約 120 件の相談を関係機関へ案内した。今後は、「にんしんＳＯＳ」を若い世代により広く知っていただけるよう、学校での周知に加え、SNS の活用や啓発資材の配布場所の拡充に取り組んでいく。

○ また、お示しのリスクの高い妊産婦への医療的な支援について、府独自の取り組みとして、夜間・休日の受入を行う産婦人科救急搬送体制確保事業を実施している。この事業も含め、令和 6 年は府内医療機関において 181 件の未受診や飛び込みによる出産があったが、受け入れ後は母子保健や児童福祉による支援へつなげているところ。

○ 今後とも、これらの取り組みを通じ、妊娠について悩み、孤立する女性に対し適切な支援を行えるよう努めてまいる。

（吉田福祉部長答弁）

○ 赤ちゃんが遺棄されるなどの、新生児への虐待を未然に防ぐためには、支援を要する妊産婦を早期に把握し、医療、保健、福祉等の関係機関が連携して切れ目のない支援を提供することが重要と認識しています。

○ 具体的には、府子ども家庭センターも参加する各市町村の要保護児童対策地域協議会において、特に支援が必要な妊婦を「特定妊婦」として見守り、出産後も含めて継続した支援を行っています。

○ 併せて、府として、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が提供できる体制を強化するため、市町村の母子保健部門と、児童福祉部門を一体的に運営する市町村こども家庭センターの設置促進に取り組んでいます。

○ また、リスクの高いケースが支援につながりやすくするためには、子どもの養育が困難な場合に、里親や特別養子縁組等の社会的養育の支援が受けられることを一層広く周知することが重要です。

○ 今後とも、支援体制の強化や、社会的養育に関わる支援機関の周知等にしっかりと取り組んでまいります。

す。

② 両部長から答弁いただき、「にんしんＳＯＳ」による相談体制の構築や産婦人科救急搬送体制確保事業、要保護児童対策地域協議会の見守りなど、様々な支援に取り組んでいただいていることは理解しましたが、こうしている間にも、相談すらできずに出産に至ってしまい、結果的に赤ちゃんを死なせてしまう事案があとを絶たないという現状があることから、支援に繋がらない人に対する社会全体での最後の砦を含めた２重３重のさらなるセーフティーネットの構築が必要であると考えます。

既存の制度や枠組みでは防止しきれない事案が発生している、という問題意識は共有できているのか、改めてそうした課題にかかる健康医療部長及び福祉部長の見解を伺います。

（西野健康医療部長答弁）

○ 妊娠の事実悩んでいるものの、にんしんＳＯＳや、産婦人科救急搬送体制確保事業など、支援の入口となる制度につながる事ができず、自宅などで、孤立したまま出産されるケースも発生しており、課題として認識している。

○ このようなケースを防止するためには、匿名で相談できる窓口や妊婦への支援給付金など、妊産婦を支援する制度について、さらに周知を図るとともに、こうした悩みに気づいた周囲から本人に支援窓口を案内いただくことも重要。

○ 孤立する女性を社会全体で支えていくため、職場や学校、地域などにおいて妊産婦への支援が、広く認知されるよう、関係機関と連携しながら周知に取り組んでいく。

（吉田福祉部長答弁）

○ これまで、重大な児童虐待ゼロをめざして、様々な取組を進めているが、残念ながら相談や支援につながらず、赤ちゃんの遺棄により保護者が逮捕される、といった事案は発生しており、課題として認識している。

○ こうした事案の背景は様々であり、一般化は難しいものの、まずは、妊娠に気付いた時点から、出産に至るまでの間、あるいは出産後の対応として、様々な段階で、事情に応じた選択肢を提案できる相談先があることを一層周知し、適切な支援につなげていきたいと考えている。

○ また、国においては、今後、妊娠を他者に知られたくない女性が出産する場合の、海外の法制度に係る事例研究を予定していると聞いている。

○ 非常に難しい課題であるが、こうした国の動きを注視しながら、府としても関係部局で連携し、何ができるかを考えつつ、国に対し、孤立出産や内密出産の抱える課題やその対応について、議論を深めていただける

よう求めていく。

(要望)

赤ちゃんの遺棄などに至る背景をたどりますと、これは決して母親一人の責任に帰すべきものではなく、社会的な孤立や経済的困窮、さらには性被害やDV、そして家族関係の不全といった、複雑で深刻な事情が横たわっていることが明らかです。

「府としても関係部局で連携し、何ができるかを考えつつ」と答弁をいただきましたが、誰にも頼れず、妊娠を隠したまま出産に至り、結果として悲劇的な選択をせざるを得ない事案が大阪府内で現実起こっていることから、妊娠や出産をめぐる困難を決して個人の問題として片付けるのではなく、背景にある被害経験や孤立を社会全体で支えていく仕組みの構築や、匿名性を持ちたいという大きな課題を抱える妊婦の方にも寄り添い、その意思を尊重した形での出産を含めた支援ができる体制の構築に向けて取り組んでいただきたいと思います。

(5) 子どもの貧困対策

① 子どもの貧困対策については、市町村が、地域において課題を抱える子どもや保護者を発見し、支援へのつなぎや見守りを行えるよう、これまでも「子どもの貧困緊急対策事業費補助金」での後押しにより、一定の取組が定着しているところですが、令和5年度に実施した「大阪府子どもの生活に関する実態調査」では、収入の水準が最も低い世帯でも、就学援助の利用状況が約5割に留まるなど、支援につながないなどの結果も出ています。

真に支援が必要な子どもや家庭に対して、支援が行き届く体制を構築すべきかと思いますが、調査結果を踏まえて、府としてどのように取り組むのか、福祉部長に伺います。

(吉田福祉部長答弁)

○令和5年度の調査の結果では、困窮度が高い世帯の中でも支援制度を利用したことがない世帯が一定数あるなど、支援が必要な子どもや保護者が制度等に十分に繋がっていないことが課題として挙げられた。

○府としては、こうした課題に対応するため、今年度から新たに「子どもの貧困緊急対策事業費補助金」を拡充し、現場の課題を具体的に把握している市町村からの提案に基づき、アウトリーチや伴走型など、必要な支援に適切につなぐための、より効果的な取組に補助することとしている。

○今後、こうした取組の効果を検証のうえ、そのノウハウ等を他市町村へも展開し、市町村の取組のさらなる底上げを図ることで、府域全体として必要な方に支援が届くよう子どもの貧困の解消に向けた取組を進めていく。

②「市町村の底上げを図ることで府域全体として必要な方に支援が届くよう子どもの貧困の解消に向けた取組を進めていく。」との答弁がありましたが、府が直接的に役割を果たしていくべき部分もあると思っております。

先日、貧困対策に取り組まれているあるＮＰＯ法人と意見交換を行う機会があり色々と実態をお伺いした中で、とりわけ貧困率の高い層の割合が多いひとり親世帯に対しての支援を行うことが効果的であるとのことであり、他の自治体でも実施されている養育費用の立替支援や児童扶養手当の独自の上乗せ支援といった経済的支援やリスキリング支援など、府域でも実施できるよう支援するべきではないかと考えます。

また、グリ下・闇バイト・児童虐待・子どもの自殺、子ども・若者の居場所など、子どもや若者を取り巻く課題が山積する中、これらは、経済的困窮、家庭内不和、暴力や虐待、孤立、社会的支援を要するなどの構造的な要因が複雑に絡み合っており、課題解決に向けた横断的かつ包括的な対応が必要であり、府が率先して、子どもや若者に対する包括的な支援をしていくことが重要と考えますが、府として今後どのように取り組むのか、福祉部長に伺います。

（吉田福祉部長答弁）

○ 府では、ひとり親世帯の割合の高さや子どもの貧困をはじめ、困難な課題を抱える子ども・若者が多い等、子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況は非常に厳しい状況であると認識。

○ このような中、昨年度末に「子ども計画」を策定し、市町村と連携の上、ライフステージや個々の状況に応じ、きめ細かな支援に取り組んでいるところ。

○ 今後とも、こども未来戦略の進捗状況等、国の動向も注視しながら、市町村とも連携を図り、子ども家庭施策の推進に全力で取り組んでいく。

（まとめ）

府民のウェルビーイングを掲げる万博後の大阪の未来を描く際に重要な視点は、大きく成長を促すインパクトのある投資を促す仕組みを推進することもちろんですが、まさに今取り上げた、重大な課題に直面する府

民課題の解決のための支援体制の強化が必要不可欠です。

そのためにも、私は大阪で生まれ、育っていく子どもたちの命をどんな事があろうとも守り抜き、健やかな成長とともに、どのような未来に向かっても挑戦できる力強い大阪の未来を作ることが責務であると強く感じています。

そういった観点からも、より大きな課題に直面する家庭や子どもたちの生命に関わる事案については、より慎重かつ命を守るセーフティーネットから抜け落ちることなく育ち、全ての子ども達が大阪の発展とともに成長する未来を描けるよう、オール大阪で取り組みを進めていただくことをお願いし、前半の質問を終わります。



令和 7 年 9 月定例会 代表質問（概要）

令和 7 年 9 月 2 4 日

牛尾 治朗 議員

大阪維新の会、大阪府議会議員団の牛尾 治朗です。前田議員に引き続き、私から、会派を代表して質問を致します。



4. 安心を実感する都市・大阪

（１）万博を契機としたユニバーサルデザインの推進

大阪・関西万博では、各国のパビリオンは、「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」などの各種ガイドラインに基づき、バリアフリーに配慮した会場設計が行われ、高低差のない円滑なアクセスが可能な出入口の整備や、障がい者等に対するファスト・トラック（優先入場）など、国際的なイベントにふさわしい会場となっています。

さらに、年齢や障がいの有無に関わらず、大阪・関西万博を訪れるすべての人が安全・安心に過ごし、楽しく鑑賞・観覧できるよう「ユニバーサルサービスガイドライン」が作成され、会場内のサービス運営の指標となって

います。

また、万博会場外におけるユニバーサルデザインの推進については、ユニバーサルデザイン部会を設置し、交通機関等のバリアフリー化や障がいに関する理解促進や小さな子ども連れの方等が移動・外出しやすい機運醸成につとめたと聞いています。

万博会場内におけるユニバーサルデザインの推進についてどのように受け止めているのか、さらに会場内外を含め、万博で得た知見を今後どう生かしていくのか、大阪・関西万博推進本部ユニバーサルデザイン部会の部会長である福祉部長に伺います。

（吉田福祉部長答弁）

- 万博会場内においては、協会策定の各ガイドラインに基づき、障がい者や子ども連れに配慮した施設整備に加え、感覚過敏や精神的な不安を抱える方のためのカームダウン・クールダウンルームの設置、視覚障がい者向け多言語対応音声情報提供アプリによる移動支援など、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマと「多様でありながら、ひとつ」という会場デザインコンセプトのもとに整備・運営されていると認識。
- 会場外における環境整備については、ユニバーサルデザイン部会として、年齢や障がいの有無に関わらず全ての人々が万博に参加できるよう、ユニバーサルデザインタクシー導入補助や、宿泊施設等での来阪外国人向けヘルプマークの配布、心のバリアフリー認定制度の促進、ベビーカー（子ども・子育て世帯）外出応援事業などに取り組んできた。
- こうした万博会場内外のユニバーサルデザイン推進の取組は、万博のレガシーの一つであると考えており、平成 30 年 6 月に策定した「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」を今年度中に改定することとしており、地域の実情に合わせた府内への展開に繋がるよう各関係部局と連携しながらしっかりと検討していく。

（２）建築物のバリアフリー化の推進

「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」を今後見直していくとのことだが、現行の指針で柱として位置付けられている「ユニバーサルデザインのまちづくり」を進めるにあたっては、飲食店や劇場など、多くの方が利用する建築物のバリアフリー化を推進していくことが重要です。

今議会では、建築物を対象とするバリアフリー基準の見直しを目的とした、「大阪府福祉のまちづくり条例」の改正案が提出されています。この条例については、平成 5 年に全国に先駆けて施行され、令和 2 年の改正では、万博開催を見据え、ホテル客室内や客室までの経路等におけるバリアフリー基準を設定するなど、こ

れまでも先進的な取組を進めてきた。今回の改正案は、万博開催後の大阪における建築物のバリアフリー化を一層推進するものと評価しています。

一方で、万博会場やその周辺では、エレベーターの設置位置により、車椅子を利用する方が階段を利用する方と異なる動線をとらざるを得ず、遠回りとなる場面も見受けられるなど、よりきめ細かな配慮の余地があったのではないかと感じているところです。

ユニバーサルデザインのまちづくりの実現に向けては、万博での取組も検証しつつ、多様な取組を進めていくことで、さらなる進展が見込めると考えるが、建築物のバリアフリー化を一層推進するための取組について、都市整備部長に伺います。

（美馬都市整備部長答弁）

○ 建築物のバリアフリー化の推進に向けては、誰もが円滑に施設を利用できる環境整備をハード・ソフト両面から進めていくことが重要であるとの認識のもと、重層的に施策を展開している。

○ 具体的には、大規模な建築物に対し、聴覚障がい者に火災発生を光で知らせるフラッシュライトの設置を今議会に提出した条例改正案において義務付けるなど、基準強化を図ることとしている。

また、本年8月には、既存ホテルのバリアフリー改修等への補助制度を創設したところであり、これらの取組を通じて、建築物のバリアフリー水準の底上げを図っていく。

○ さらに、障がい者に配慮した動線計画を含め、望ましいバリアフリー基準等をまとめた本府のガイドラインについては、万博におけるハード・ソフト両面での取組を検証した上で、年度内に改訂し、広く周知を図っていく。

○ 今後も、障がい当事者や事業者等の多様な方々の声を聞きながら継続的に検証や改善を行い、すべての人が安全かつ快適に過ごせる福祉のまちづくりの実現に取り組んでまいります。

（３）ギャンブル等依存症対策強化

① 依存症は、意志の弱さや性格の問題ではなく、少しのきっかけで、誰でもなる可能性がある病気です。なかでも、従来の公営競技やパチンコに加えて急速に普及が進むオンラインカジノ等により、ギャンブル等依存症は社会的課題として深刻さを増しています。これは本人の問題だけでなく、家族関係の破綻や生活困窮、犯罪の温床等社会全体に大きな影響を与えています。

府では、依存症対策拠点「OATIS」をはじめ、医療・相談支援・啓発に取り組んでいるものの、まだ十分に認知されていないのではないのでしょうか。

今年度、第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画が計画期間を終了することから、大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議において次期計画の素案が議論されているところ。依存症の予防教育や普及啓発、医療体制の整備、治療法の研究、相談支援体制の拡充、人材育成などを体系的に進めていく方向と聞いています。

ギャンブル等依存症の予防と、依存症で悩む本人やその家族等に対する支援の充実を図り、府民が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、これらの対策を総合的に推進し、早期からその効果を出していくためにも、ギャンブル等依存症対策の拠点となる「（仮称）大阪依存症対策センター」を早期に立ち上げるべきと考えるが、健康医療部長に伺います。

（西野健康医療部長答弁）

○（仮称）大阪依存症対策センターについては、昨年度、医療関係者や民間支援団体等が参画する機能検討会議において議論を重ね、「相談・医療・回復へのワンストップ支援」及び「普及啓発・情報発信」の機能について取りまとめを行った。

○同センターでは、これまで以上に高度専門的なサービスを提供できるよう、デジタル技術を活用した新たな相談体制の整備、若年層向けの啓発普及やリスクのある方を対象とした支援プログラムの開発など、新たなコンテンツによる機能の拡充を検討しており、専門家などの助言を踏まえ、着実に議論を重ねていく必要がある。

○また、センターの開設に向けては、大学等との連携により、センターの中心的な役割を担う医師や心理士等の確保や人材育成にもしっかり取り組んでいく必要がある。

○こうした新たなコンテンツの準備や、人材確保・育成などについては、現在策定中の第3期ギャンブル等依存症対策推進計画に明記し、大阪市とも十分連携して取組みを進めていく。

○引き続き、医療機関や民間支援団体などの支援ネットワークであるOAC（大阪アディクションセンター）とともに、現在依存症で悩んでいる方への対応をしっかり行いつつ、依存症対策センターについては、令和8年度から10年度までの計画期間中に着実に準備を進め、IR開業までに開設する。

② （仮称）大阪依存症対策センターの開設準備に一定の時間を要することは理解しました。人材育成

など水面下での準備も重要だが、IR 開業に向けて府民の施策への理解と信頼を深めていくためには、具体的なロードマップを作成し、段階的にコンテンツの試行実施をするなど、準備期間中に、目に見える形での準備を進めることも大事だと思います。

そこで、例えば、センターを想定した相談窓口や効果的な回復支援のプログラムを試行的に実施するとともに、啓発や支援の「見せ方」「伝え方」の検討を進めてはどうでしょうか。

このような試行や検討を通じ、府の依存症対策の取組みを、府民に具体的に伝えることで、センター開設までに府民の理解も深まっていくと考えます。

については、新たなコンテンツの試行実施を通じて、センター整備の準備を進めていくべきと考えますが、健康医療部長の所見を伺います。

（西野健康医療部長答弁）

○（仮称）大阪依存症対策センターについては、開設までに必要となる機能について、しっかりと検証を行い、準備を進めていく必要があると認識。

○このため、お示しの同センターで実施する相談事業や回復支援プログラムでは、その具体的な効果などを検証するため、準備段階で試行を重ねることが必要であることから、今後、開設に向けた具体的なロードマップを作成し、検証を進めていく。

○こうした開設に向けた取組状況を府民にしっかり示しながら、開設当初から十分に機能を発揮できるよう、着実に準備に取り組んでまいります。

（要望）

しっかり機能を整えた上で、同センターを開設したいという意向は十分に理解できます。しかしながら、依存症患者は現在も多数存在しており、今の対応ぶりが十分とは言えないのではないのでしょうか？

依存症と認定されてからの医療的なケアの部分も重要であるが、まずはメンタル的な負担を少しでも軽減出来る環境をつくる事が重要であり、その為には法的なサポートやメンタルケアを行って貰えるところとしっかり繋がって貰える様にする事が重要であります。

まずは今、府として取り組んでいるオンライン相談等の支援を効率的に集約して発信するなどし、依存症センターとして段階的に稼働して行くべきではないかと考えます。

その上で次期計画の具体的な取組をさらに充実させ、1日も早い立ち上げに向けた体制を構築して、必要な事業を前倒しで進めていただきたい。

③ 依存症対策のトップランナーをめざし、（仮称）大阪依存症対策センターの早期の立ち上げに向けて取り組んでいただきたいと考えるが、近年、スマートフォン等の普及に伴い、中高生でも、オンラインカジノを含めたギャンブルに容易にアクセスできるようになっており、その結果、ギャンブルに依存するリスクが高まっています。

国においては、令和7年6月にギャンブル等依存症対策基本法の一部改正され、国及び地方公共団体による違法オンラインギャンブル等が禁止されている旨の周知徹底が明記されました。

府では、これまでも第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、オンラインカジノをはじめギャンブル等依存症に対する適切な情報を伝える取組を進めてきたところでありますが、予防教育の観点から若年層への啓発をさらに強化する必要があると考えています。ついては、若年層向けに違法オンラインギャンブル等を正しく伝える取組について、健康医療部長に伺います。

（西野健康医療部長答弁）

○オンラインカジノについては、令和6年度に警察庁が実施した調査において、10代から20代の利用が全体の約4割を占めており、国においてもオンラインカジノサイトの開設・運営や誘導する情報の発信を禁止する法改正を行うなど、対策の強化が図られている。

○本府においては、これまで法改正に先駆けてオンラインカジノは違法であることを周知する啓発チラシを高等学校等に配布するとともに、5月の「ギャンブル等依存症問題啓発月間」におけるシンポジウムにおいて、違法なオンラインギャンブル等の問題提起を行い、参加した多くの若者へ啓発を行ったところ。加えて、高等学校等での授業に活用できる補助教材を作成し、教員向けの研修会や高校生向けの出前授業も開催している。

○また、新たな取組みとして、若年層を対象とした違法オンラインギャンブル等や相談窓口についての啓発動画を制作し、教育庁を通じて、府内の全高等学校等に周知するとともに、当該動画の理解度等を測る意識調査を、3年生を対象に実施する予定。また、明日の法改正の施行日に合わせて京橋駅において、大阪市、民間支援団体等と連携した街頭啓発活動を実施する。

○今後、若年層をターゲットにSNS等で発信するなど、引き続き、教育庁や関係部局と連携して、予防啓発の充実に努めてまいります。

（４）災害対応の効率化・高度化に向けた防災ＤＸ・新技術の活用

能登半島地震の支援等を通じて、地震を始めとした大規模災害への備えの重要性が再認識され、令和 7 年 3 月に大阪府地震防災アクションプランが見直され、新規アクションとして追加された「防災 DX・新技術の活用」は府域全体の災害対応の効率化や対応力の向上に資するものと考えます。まずは災害対応の効率化に向けた防災 DX・新技術の活用状況についてお聞かせください。

また、災害の発生時には府民や大阪にお越しの方々が正確な防災情報を迅速に知ることができる仕組みが必要です。大阪防災アプリでは気象情報や避難所の開設状況など災害に関する情報がプッシュ通知され、リアルタイムに情報を知ることが可能となっています。9 月 1 日に発行された府政だよりでもアプリの活用が紹介されていましたが、より多くの方々に活用していただくため様々な周知広報の取り組みに加えて、先の 2 月議会では多言語にも対応しているとお聞きしましたが、通信機器の扱いに不慣れな高齢の方等にも利用していただくことや、アプリ以外での情報提供も必要と考えます。

そこで、防災情報の発信について、どのように取り組んでいるのか併せて危機管理監にお伺いします。

（奥平危機管理監答弁）

○ 災害時における防災 DX や新技術の活用については、能登半島地震の振り返りを踏まえ、ドローン等による被災状況の把握や避難所等の生活環境の向上に向けた取組みを新・地震防災アクションプランに位置付けたところ。

○ 具体的には、ドローンの活用に際して、これまでの職員向けの操作研修に加え、ドローンを用いて被災者へ備蓄物資を届けるための協定を民間事業者と締結するなど、物資輸送を迅速・的確に行うための取組みを進めており、今後、訓練などを通じて実効性を高めることとしている。

○ 大阪防災アプリの活用については、高齢者にもご利用いただけるよう、アプリの読上げ機能に加え、市町村による高齢者向けの各種講習会等において、実際にアプリを使って操作方法を学んでいただく取り組みなどを進めている。

○ また、防災情報の発信に関して、今年 4 月に帰宅困難者向けの一時滞在施設の場所を表示する機能を追加する等、よりきめ細かな防災情報が分かりやすく発信出来るようアプリの機能拡張を進めている。

○ これらの広報周知については、府政だよりへの掲載、防災イベントでの周知に加え、SNS や Youtube を活用するなど、より多くの方に防災アプリを使っていただけるよう努めている。

○ 災害対応の効率化・高度化に向け、引き続き防災 DX・新技術の活用を図り、より多くの方に防災情

報が届くよう、広報周知を含めしっかり取り組む。

(要望)

災害対応にあたり、防災ＤＸや新技術を積極的に取り入れ、効率性や高度化を図っていくことは極めて重要です。

ご答弁にあったドローンを活用した物資輸送のような取り組みは大変有意義ですが、それにとどまらず、避難所の生活環境を改善するための新技術の導入や、防災情報の発信における更なる多様な手段の活用なども求められます。

特に、高齢者や通信機器に不慣れな方々を含め、誰一人取り残さない情報伝達の仕組みづくりが重要です。こうした取り組みを大阪府が先導し、市町村や関係機関としっかりと連携しながら、全庁的に推進していただくよう要望します。

(５) 災害発生時の対応

① わが国は災害大国と言われ、狭い国土でありながら、世界で発生する地震の 11% が起きていると言われています。これまでも、30 年前に発災した阪神・淡路大震災をはじめ、東日本大震災、最近では能登半島地震が発生した。大阪府においても記憶に新しいところでは、平成 30 年に北部地震を経験し大きな被害が生じました。

災害が起きたときに被害を最小限に食い止めるには、日ごろからの備えをしっかりと行っておく必要があり、とりわけ、災害が起きたその時に対応できる人材の育成は重要です。

また、民間でも災害への備えの知見が蓄積されてきたところ。先日、知人から紹介を受けた「災害対策士」という資格は、災害への対応として、どういったことをどの程度のレベルでできるかがわかるものとなっています。こういった資格に限らず、地域でも様々な取組がなされ、誰が何をできるのか、役割をどう実行していくかが重要視されてきています。

こういった観点を踏まえ、行政はもちろんのこと、地域においても人材を育成していく必要があるが、大阪府における、災害発生時に対応できる人材の育成について、どのように行っているのか、危機管理監に問います。

(奥平危機管理監答弁)

○ 大阪府地域防災計画において、府域に大規模災害が発生した場合の行政や地域の役割について定めており、それぞれの役割を実行できる人材を育成しておくことは重要と認識。

○ そのため大阪府では、災害応急対策実施要領において、各部局の災害発生時の業務を規定しており、発災時にその役割を実行できるよう、日ごろから研修や実践的な訓練などを行い、職員の対応力強化に努めているところ。

○ 地域においては、避難所を円滑に運営する人材などを育成するため、市町村と連携して自主防災組織リーダー育成研修を行い、避難所運営の要点や要配慮者への支援、女性の視点を含めた多様な観点での実践的な研修を行っている。

○ 併せて、府民の皆様にもさらなる防災知識を習得していただくため、女性や若い世代に対する防災セミナーや、大学と連携した防災士の養成講座を開催するなど、府民のニーズに応じた人材が育成できるよう努めている。

○ 今後とも、お示しの災害対策士なども含めた新たな知見も取り込みながら、災害発生時にはそれぞれの立場での役割を果たせるよう人材育成に取り組み、災害対応力を高めていく。

② 災害対応力を強化するための人材の育成についてご答弁をいただいたが、実際に災害が発生した時に、防災士や、災害対策士など新たな知見を有した災害対応スキルのある方が適切な役割分担の下で活動できなければ意味がないことから、平時から実効性を確保しておくことは重要です。

例えば、避難所運営では、府は市町村が作成する避難所運営マニュアル等の指針となる「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」を本年３月に改定し、市町村を支援していると聞いていますが、避難所の開設を迅速かつ円滑に行うためには、防災士などが平時から自治体職員とともに訓練等を行い、避難所を立ち上げる際の課題等を検証するといったことなどが大切ではないかと考えています。

また、能登半島地震では多くの自治体職員や災害対応スキルのあるボランティアの方々が現地に支援に入ったものの、受援・応援の調整の仕組みが弱かったことから活躍する場所が限定されてしまったとも言われています。

現在府においても、「大阪府受援・応援計画」の見直しを進めており、府外等から応援に来ていただく方の活動スペース・宿泊場所の確保等について検討されているとのこと。

そこで、災害発生時の対応力を強化するための避難所運営や受援・応援体制について、どのように実効性

を確保していくのか、危機管理監に伺います。

（奥平危機管理監答弁）

- 本年３月に改定した府指針においては、日頃から市町村は避難所となる学校等と訓練を行うことや、自主防災組織のリーダー等はこれらの訓練や研修に積極的に参加することを求めている。
- このため、市町村に対して、本年５月の大阪府内市町村防災対策協議会をはじめ、市町村との各種会議において、府指針の改定内容の説明を行い、市町村の避難所運営マニュアルの改定や自主防災組織等とも連携しながら、訓練等を行うよう促している。
- 加えて、現在、府の受援・応援計画について見直しを進めており、能登半島地震での支援の経験を踏まえ、国の動向や新たな知見、府の災害時に不足すると想定される人的・物的なリソースを考慮し、応援に駆け付けた自治体職員やボランティアの方々を適切に配置することなど、災害対応力の強化に活かす観点から検討を進めている。
- 引き続き、市町村や自主防災組織をはじめとする関係者と密に連携するとともに、府受援・応援計画の見直しを進め、大規模災害の発生時の実効性の確保に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

（要望）

災害時に機能する仕組みづくりとして、制度や研修の整備に加え、災害対策士など新たな知見を持つ人材が自治体職員や地域の担い手と一体となって活動できるようにするための役割分担や受援・応援の調整を機械的に行える仕組みが求められます。

災害対策士をはじめとする多様な人材の活用を念頭に置き、訓練や検証を重ね、災害時に機能する災害対応力強化の取り組みを一層推進されるよう強く要望いたします。

（６）「大阪湾沿岸海岸保全基本計画」の変更

近年、地球温暖化がもたらす気候変動により世界各地で自然災害が多発しています。我が国においても台風や豪雨による災害が毎年のように発生しており、気候変動に伴うリスクが顕在化してきています。経済活動と人々の生活が集積する大阪湾沿岸においても例外ではなく、その影響が懸念されています。

この気候変動に係る具体的な影響は、「令和７年２月定例会 都市住宅常任委員会」で「大阪湾沿岸

海岸保全基本計画」の変更についての答弁があり、「平均海面水位の上昇、台風の強大化等により、2100 年時点で不足すると想定される海岸保全施設の高さは 64 地区のうち 58 地区で、平均 80cm が必要高不足になる」とのことでありました。

この数字が示す通り、府民の生命・財産を守るためには、適切に海岸保全施設の機能向上を図ることが不可欠となります。一方で、大阪府域は約 120km に及ぶ海岸保全施設を有していることから、これらの整備には長い年数と莫大な費用を要することが見込まれるため、まずは速やかに基本計画を変更した後、計画的かつ着実に施設整備に取り組んでいく必要があると認識しています。

現在、気候変動の影響を考慮した「大阪湾沿岸海岸保全基本計画」の変更に向けて、共同策定者である兵庫県と連携しながら計画策定に係る作業を進めていると聞いていますが、現時点の進捗を大阪港湾局長に伺います。

（中小路大阪港湾局長答弁）

○ 気候変動の影響を踏まえた「大阪湾沿岸海岸保全基本計画」の変更については、大阪府知事の附属機関である「大阪府大阪湾沿岸海岸保全基本計画審議会」へ諮問しており、令和 7 年 3 月に第 2 回審議会を開催し、気候変動の影響を考慮した大阪湾沿岸での海岸保全の考え方や、大阪府域の新たな海岸保全施設の高さ等を設定した海岸保全基本計画の大阪府原案をとりまとめたところ。

○ また、兵庫県においても同様に「第 2 回 兵庫県海岸保全基本計画変更 検討委員会」が令和 7 年 8 月に開催され、兵庫県における原案がとりまとめられたことから、これらを合わせた「大阪湾沿岸海岸保全基本計画」原案を作成し、10 月中に関係市町への意見照会及びパブリックコメントを実施し広く意見を募っていく。

その後、得られた意見を参考に基本計画の成案をとりまとめ、令和 8 年 1 月に開催予定の最終の審議会に諮り今年度中に策定する。

○ なお、議員ご指摘のとおり、基本計画に基づく施設整備には長い年数と多額の事業費を要することから、効果的・効率的な施設整備の考え方を検討する必要があると考えており、国や他府県の動向も注視しながら、着実に整備が行えるよう検討を進め、府民の安全・安心の確保に努めてまいります。

（要望）

基本計画の変更について、兵庫県と連携しながら取り組んでいるとのこと。引き続き今年度中の計画策定

に向けて尽力いただきたいと思います。

今後の施設整備については、効果的・効率的に実施できるよう検討していくとのことですが、様々な要素・要因を勘案する必要があると思われるため、国や他府県の動向も注視しながら、適切に整備手法等の検討を進めていっていただきたい。

5. 産業と自然が豊富で持続可能な都市・大阪

（１）軽油引取税のいわゆる「暫定税率」の廃止

衆議院における令和６年度補正予算の採決に当たり、令和６年１２月１１日に自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で『いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する』との合意がなされました。

その後、参議院選挙を経て、本年７月３０日には、与野党６党間において、ガソリン暫定税率の廃止法案について、すみやかに法案を成立させ、今年中のできるだけ早い時期に実施することで合意がなされました。８月１日には、野党７党から１１月１日よりガソリン暫定税率を廃止する法案が臨時国会に提出され、閉会中審査となっているところ。しかしながら、同法案に軽油引取税は含まれていません。

軽油引取税の暫定税率廃止は地方財政に与える影響が大きいため、慎重にならざるを得ないと思いますが、一方で、トラックやバスなど軽油を燃料とする車両を多数保有している運送事業者においては、燃料コストを価格転嫁できず、従業員の賃上げに至っていないケースなど 厳しい経営環境に苦慮するお声を聞いています。

バス・トラック事業者が使用する軽油の数量をもとに粗く試算すると、１リットル当たり１７.１円の暫定税率が廃止されれば、府内の１事業者あたり年間平均６９０万円のコスト減になります。それを有効活用してもらえば、運送業界における課題の解決に資するのではないかと考えます。

そこで、軽油引取税の暫定税率廃止について、府への影響額とあわせて知事の所見を伺います。

（吉村知事答弁）

- 軽油引取税のいわゆる「暫定税率」の廃止による本府の減収額は令和７年度当初予算ベースで約２５６億円、大阪市・堺市に対する交付金を除く実収で約１５９億円と試算しているところ。
- この「暫定税率」が廃止されれば、運送事業者のコストが削減されるとともに、物流コストの低下が期待できるものと認識しており、私としても、暫定税率を廃止すべきと考える。

○ ただし、全国の都道府県及び政令指定都市が実施する行政サービスへの影響を十分に考慮し、減収に対する代替となる恒久財源を措置すべきであり、国として丁寧に制度設計を検討してほしい。

（２）府営公園の魅力向上の取組

府営公園では、平成 30 年に大阪府都市計画審議会が取りまとめた「都市計画公園のあり方（提言）」を踏まえ、公園の整備・管理・運営の基本的な方針となる「大阪府営公園マスタープラン」を平成 31 年に策定し、各公園の特色を活かしながら、大規模投資を伴う民間活力の積極的な導入に取り組まれてきました。具体的には、カフェやレストラン、グランピング施設、フットサルコートなど府民ニーズに応じた施設の設置が進められてきました。

府営公園の来園者数が、平成 29 年度の約 2,245 万人から、令和 6 年度には約 2,750 万人と 2 割以上も増加していることは、これまでの取組の成果であると思います。今後もこの流れを継続するためには、民間事業者の更なる投資を呼び込み、魅力を高め続ける「持続成長型の都市公園」として成長させていく必要があると考えます。

府営公園の指定管理者からは、駐車場の柔軟な運営や自動販売機の設置権限の付与などにより、指定管理者の収益性をより高める取組を進めてもらいたいという声を聞きます。

「持続成長型の都市公園」実現のためには、長期の指定管理期間の中で、民間事業者の柔軟な発想により、更に利用が増えることで、指定管理者が得た収益を新たな施設整備や継続的なイベントの実施に活用するなど、好循環を生み出す取組を考えるべきです。これらの取組について、府営公園の次期公募に向け、しっかりと検討してもらいたいと考えます。

そこで、府営公園における持続的な魅力向上に向け、どのように取り組むのか、都市整備部長に伺います。

（美馬都市整備部長答弁）

○ 府営公園における持続的な魅力向上のためには、指定管理者が得た収益を公園に再投資し、更に魅力を高める取組が重要と認識。そのため、次期指定管理者の公募に向け実施したサウンディング型市場調査では、事業者がカフェ等で得た収益の再投資の方法についてもヒアリングを行い、様々なご意見をいただいた。

○ 現在、これらの意見を踏まえ、府において、収益を公園の魅力向上に還元する方法など、新たな民間投

資の手法について検討しているところ。

○ 今後、有識者の意見も聞きながら、年度末までに公募方針についてとりまとめ、大規模投資を伴う公園の次期指定管理者公募条件に反映させていく。

（３）府民の森の活性化

① 万博の開催により、インバウンドをはじめ、他府県からも多くの観光客が大阪を訪れており、今後もそのレガシー効果により、観光客の増加が見込まれています。

そうした観光客に、市街地に近く、豊かな自然環境を持つ大阪の周辺山系を訪れてもらうため、府では今年度、「山のおもてなし基本構想」を策定すると聞く。これは、市街地に集中するオーバーツーリズム対策にも貢献するもの。

この構想により、どのように周辺山系の賑わいづくりにつなげていくのか、環境農林水産部長の所見を伺います。

（原田環境農林水産部長答弁）

○ 「山のおもてなし基本構想」は、これまで山を訪れることのなかった観光客に、府内周辺山系の魅力を知ってもらい、新たな賑わい空間を創出することを目的として、今年度中に取りまとめるもの。

○ 具体的には、大阪の山の魅力を、素晴らしい自然環境だけではなく、歴史や文化といった様々な角度から整理した上で、解説板や標識の多言語化、歩きやすい歩道、アクセスの改善など、多様な観光客が訪れやすい環境整備や、効果的に情報発信するための方策を検討するなど、今後、周辺山系の魅力づくりを推進していく上での取組み内容や規模、実現方法などを示すもの。

○ まずは、インバウンド人気が見込まれる「明治の森箕面国定公園」、大阪府民の森「ほしだ園地」、「ほりご園地」の３エリアについて、具体的な整備概要を示す基本計画まで策定する予定であり、今後は計画に従い、順次整備を進めていきたいと考えているところ。

② 観光客の分散、それによる都市部以外の地域における活性化は重要な視点であり、これに貢献する「山のおもてなし」の推進に大いに期待しています。

一方、気にかけていることが、「山のおもてなし」推進の重要な拠点となる、府民の森の管理であります。

府は、これらの施設で指定管理者制度を導入し、管理者として指定された3団体が、府民の森9園地の施設運営や様々なイベントの開催、600ヘクタールにも及ぶ森林管理を担っています。指定管理者に話を聞くと、「人件費が上昇しているにも関わらず指定管理料は据え置かれているうえ、利用者から徴収する施設利用料も条例で上限額が定められています。さらに施設の老朽化による安全対策等も必要で、運営状況は大変厳しい」とのことでありました。

指定管理者制度には、民間事業者の運営ノウハウを活かせるというメリットがある一方で、近年の人件費高騰への対応など、適正に運営していく上で課題があるのではないのでしょうか。

そこで、府民の森の指定管理者制度の課題への対応について、環境農林水産部長の所見を伺います。

（原田環境農林水産部長答弁）

○ 大阪府民の森では、平成18年度より指定管理者制度を導入し、民間活力による効率的・効果的な運営を行ってきた。

○ 制度の導入により、管理者の発意によるWi-Fiなど通信環境の改善やオートキャンプ場の整備、つり橋の夜間イルミネーション点灯など、府民の森の魅力向上に大きく貢献していると認識。

○ 府民の森では、指定管理者制度に基づき協定を締結し、5年又は10年と長期の施設管理が可能である一方で、物価変動等のリスクを指定管理者が負担することとしている。また、施設利用料の設定については、周辺類似施設と極端な金額の差が出ないようにするなどして条例で定めている。

○ 府としては、山のおもてなし基本構想に基づく新たな魅力づくりや、SNS等を活用したイベント情報の発信などにより、一層集客力を高めていく。さらに、指定管理者制度のメリットを活かしつつ、健全な運営が可能となるよう、指定管理者と共に自主事業の充実など収益性の改善に向けて取り組み、協力して山の賑わいにつなげてまいりたい。

（要望）

山のおもてなしも、指定管理者制度の運用も、最終的に府民の森を利用してもらう方々の利便性や快適さの向上につながるものであり、利用者目線に立って、必要な施設にしっかり投資するとともに、維持管理・運営の重要性もしっかりと意識して、山の魅力づくりを進めていただきたい。

(4) 府営住宅における子育て世帯向けの住宅支援

急速な少子化・人口減少という課題に直面する中、国においては、子どもを産み育てやすい住環境の整備が重要として、子育て世帯に対する住宅支援の強化が進められています。こうした動きを踏まえ、府においても、令和7年3月に「大阪府子ども計画」を策定し、計画でめざす基本的な目標として「子育て当事者に対する支援」を掲げており、その中の取組項目である子育て世帯向け住宅支援の充実を進めています。

府営住宅では、低額所得者向けの公営住宅約11万戸と、中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅約2千戸のストックがあることから、これらを活用した子育て世帯への住宅支援を行うことが重要だと考えます。

まず、公営住宅では、子育て世帯向けの取組として、令和6年度より、総合募集において、利便性の高い住戸を重点的に配分するなどの取組が行われています。また、建替え時に和室を洋室化するなど、新しいプランの住戸を供給するとともに、既存住宅において、子どもの安全対策を進めるほか、団地内の公園等に新たに遊具を設置するなどの住環境整備を進めていくと聞いています。

しかしながら、昨今の物価高騰による経済的負担の増大等を踏まえ、現在、収入基準の額の緩和が図られている小学校就学前の子どもがいる世帯について、同居する子どもの要件を拡大するなど、子育て世帯が入居しやすくなるよう、大阪府営住宅条例で定める入居資格をさらに緩和すべきと考えますが、都市整備部長の所見を伺います。

次に、特定公共賃貸住宅は、昭和63年から平成10年にかけて、全国的に中堅所得ファミリー向けの賃貸住宅が不足する中、大阪府として中堅所得者向けの住宅を供給すべく、大阪府営住宅条例に位置づけて建設しており、公営住宅と比べ面積の広い住戸が多いことから、子育て世帯に適しています。しかしながら、近年は、民間賃貸住宅等の充実などもあり、入居率が低下している団地があると聞きます。

そこで、特定公共賃貸住宅の空き住戸を、所得が低い子育て世帯向けにも供給するべきと考えますが、併せて、都市整備部長の所見を伺います。

(美馬都市整備部長答弁)

- 子育て世帯については、これまで、総合募集における工夫など入居促進を進めてきた。しかしながら、教育費などの負担が大いに加え、物価高騰により経済的負担が増加していることから、さらなる支援が必要と認識。
- 具体的には、子育て世帯の入居機会を拡大するため、条例で定める公営住宅の入居資格について、収入基準の額を法令で定める上限まで引き上げること、また、同居する子どもの要件を小学校就学前から18歳以下に拡大することを検討している。

○ 次に、特定公共賃貸住宅については、子どもの出産や成長にも対応できるファミリー向けの住戸であることから、空き住戸を公営住宅と同等の住宅として転用し、所得が低い子育て世帯も入居できるよう検討している。

○ 入居資格や特定公共賃貸住宅の取り扱いの変更にあたっては、大阪府営住宅条例を改正する必要があることから、年度内での条例改正の議案提出を見据え、検討を進めてまいります。

（５）産業用地の確保に向けた都市計画手法の活用

大阪が持続的に成長し続けるためには、企業立地の促進に取り組む必要があり、産業用地の確保は重要であります。

産業用地が不足していることに加え、今後老朽化した施設の建て替えニーズなどが増えるものと予想するが、これらに対応するための府内の工場跡地や未利用地などの土地は限られていると聞きます。

人口減少、少子高齢化が進む中、むやみに市街地を拡大すべきではないが、幹線道路沿道など立地ポテンシャルの高い土地については、例えば、市街化調整区域の土地も含め、都市計画手法も活用しながら、まとまった規模の産業用地の確保に向け取り組めないかと考えるが、大阪都市計画局長の見解を伺います。

（尾花大阪都市計画局長答弁）

○ 経済成長を促す産業拠点の形成に向け、産業用地の確保は重要であると認識。

○ このため、本府が都市計画の基本的な方針を示す「都市計画区域マスタープラン」において、幹線道路沿道の立地特性を活かした、計画的な産業立地を誘導していくこととしており、市町村のまちづくり方針に位置づけられ、計画的な市街地整備が確実な区域について、市街化調整区域を市街化区域に編入している。

○ 具体的には、幹線道路沿道において、昨年度、岸和田市山直東地区や河内長野市小山田西地区等を市街化区域に編入し、今年度は、藤井寺市津堂・小山地区等の編入を進めており、土地区画整理事業による基盤整備や地区計画による土地利用の誘導など、都市計画手法を活用した産業拠点の形成を図っている。

○ 今後とも、市町村や関係部局と連携し、産業立地のニーズを踏まえつつ、必要に応じて都市計画手法を用いた産業立地の誘導を行うなど、計画的な市街地形成に取り組んでまいります。

（６）ペロブスカイト太陽電池の導入促進

①大阪・関西万博では、数々の最新のカーボンニュートラル技術が展示・披露されています。中でも、次世代型太陽電池といわれるペロブスカイト太陽電池については、フィルム型が西ゲート交通ターミナルのバスシェルターに設置され、夜間 LED 照明用の電力として活用され、またガラス型がアートを表現したプロトタイプとして展示されるなど、実用化に向けた様々な絵姿が示され、多くの人々にその技術力の高さを印象付けました。

ペロブスカイト太陽電池は軽量・柔軟という点から、従来設置が困難であった屋根などに設置できるため、特に都市部における再生可能エネルギーの導入に有効であります。

知事も X で、ペロブスカイトは、ビル壁や工場、公共施設の屋根など活用空間がある旨を発信されています。

今後、海外勢に負けないため、まず国がペロブスカイト太陽電池の社会実装を推進すべきと考えますが、府としても先導的な実装をすすめていくべきではないでしょうか。また、大阪には様々なタイプのペロブスカイト太陽電池メーカーが集積しており、基幹産業の一つともなりうると考えますが、知事の所見如何でしょうか。

（吉村知事答弁）

○ 脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入を加速することが不可欠。ペロブスカイト太陽電池はビル壁など、従来設置が困難であった場所に設置可能な次世代型太陽電池であり、かつ国産技術であることから、社会実装を進め産業化をはかることは非常に重要であると認識。

○ 大阪には様々なタイプのペロブスカイト太陽電池を開発するメーカーが集積しており、その開発段階もメーカーごとに異なることから、それぞれの開発状況やタイプの特性に応じて、社会実装に向けた支援を、様々な優れた技術を持つ府内中小企業等の参入も図りながら行っていく。

○ こうした取組を通じて、成長産業として大阪の発展に寄与するものとなるよう取り組むとともに、都市部である大阪府内では導入可能性が高いことを踏まえ、府域で利用が広がるよう検討を進める。

②先ほど、知事からも、成長産業として大阪の発展にも寄与するものとなるよう、取り組んでいくとの答弁があったが、ペロブスカイト太陽電池を大阪で産業としてしっかり発展させていくために、今後どのように取り組んでいくのか、商工労働部長の所見を伺います。

（馬場商工労働部長答弁）

○ ペロブスカイト太陽電池については、開発が先行しているフィルム型に加え、発電効率が高く既設の太陽光パネルからの置き換えも可能なタンデム型、耐久性の高いガラス型の開発に取り組むメーカーが府内に立地しており、大阪の成長産業の一つになり得るものと認識。

○ そこで、各タイプの特性を活かした建材をはじめとする用途の開発や、メーカーの開発段階に応じた製造機器の開発、原材料の調達などの量産化への支援を行っていく。さらに、量産後の外国製品との差別化に向け、リサイクルを意識した製品開発への支援を国に働きかける。

○ 併せて、成長産業としていくためには、こうした取組を府内企業へ波及させることが重要であり、メーカーの技術ニーズに対するオープンイノベーションやサプライチェーンの構築に向けたマッチングなどの支援を行っていく。

③ 知事から府域でペロブスカイト太陽電池の利用が広がるよう検討を進めていくとのご答弁があったが、府として、ペロブスカイト太陽電池の社会実装を具体的にどのように進めていくのか、環境農林水産部長の所見を伺います。

（原田環境農林水産部長答弁）

○ ペロブスカイト太陽電池を社会実装していくことは、都市部における更なる再エネ導入に有効であり、府内での生産も予定されていることから、脱炭素と経済成長の両立を図る取組として重要。

○ 一方、現状では、既存のシリコン型太陽光パネルと比べてコストが高く、社会に広く普及させるためには初期需要を創出することで、メーカーでの生産設備への投資を促し、増産効果によるコスト低減を図ることが不可欠と認識。

○ 府では、ペロブスカイト太陽電池の導入を加速するため、地球温暖化対策実行計画の改定にあたり、建物への導入等の施策や府域への導入目標を検討し、国や市町村、民間事業者等とも連携して重点的に取り組んでいく。

（要望）

ペロブスカイトの公共施設への率先導入を含めた社会実装が進むよう、府の予算もしっかりと確保した上で取組を進めていただきたい。

（７）大阪の観光振興の取組

① 大阪府内には、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」や、このたび重要文化財に指定された「太陽の塔」をはじめ、府内唯一の重要伝統的建造物群保存地区である富田林寺内町、近代大阪の発展に重要な役割を果たした川口居留地といった歴史的、文化的なスポットや食、自然など、多様な魅力が数多くあります。

しかし、府内各地に点在しているため、公共交通機関を乗り継いで、現地に足を運んでいただくには移動手段をどう確保してくのかといった課題があります。また、例えば、大阪広域データ連携基盤（ORDEN）を活用して、観光客の移動経路やニーズなどをしっかりと把握することも重要であると考えます。

今後さらに、市内の中心部だけでなく、府内各地にある魅力的なスポットも訪問してもらい、滞在時間の延長や府内周遊の促進につなげていく取組みが重要と考えますが、府民文化部長の所見を伺います。

（府民文化部長答弁）

○ 府では、これまで、府内周遊を促進するため、大型バスを使った観光ツアーなどに取り組んできたが、多様化する観光客のニーズへの対応や、民間事業としての継続性の確保などが課題となっている。

○ そのため、今年度は新たな試みとして、小型のバスやタクシー、自転車といった多様な交通手段により、北摂や河内、泉州の各エリアを効率的に巡っていただけるモデルツアーを実施し、検証することで、今後の民間事業者の事業展開につなげていくこととしている。

○ 引き続き、府内周遊の促進に向け、本事業に対する外部有識者の意見もいただきながら、民間事業者による持続可能な事業手法や、大阪広域データ連携基盤（ORDEN）などの活用についても検討するなど、積極的な取組みを進めてまいります。

（要望）

今年度の取組みは、交通事情も多様な府内の各地域において、点在する観光スポットを様々な交通手段を用いて巡っていただくというもの。民間事業者や市町村との連携のもと、観光客にとって、効率的で満足度の高いものとなるよう、事業検証もしっかりと行いながら、取組みを進めていただきたい。

② 万博を契機に、国内外から多くの観光客が大阪を訪れ、街は活気づいています。様々な媒体で万博や大阪の情報も発信され、大阪の認知度も高まっているものと考えます。あと 20 日後には万博の閉幕を迎え

るが、万博によって生まれた、このにぎわいを持続させ、大阪のさらなる成長につなげていくことが重要。

本議会では、万博終了後の持続的な成長に向け、大阪ならではのコンテンツの創出や魅力発信について補正予算が提案されているが、引き続き、大阪への誘客を促し、このにぎわいを持続させるためにどのように取り組んでいくのか、府民文化部長に伺います。

（府民文化部長答弁）

○ 府では、万博の開催に合わせ、府内の観光魅力のさらなる発信や観光資源を活用した集客企画、大型の音楽イベントの開催等により、大阪のにぎわいを創出し、国内外からの誘客や府内周遊の促進を図ってきたところ。大阪が将来にわたって、万博のレガシーを継承し、何度も訪れたい都市となるためには、こうした取り組みを継続し、発展させていくことが重要と認識。

○ そのため、本定例会に補正予算案をご提出している「大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業」は、来年度から3か年にわたり、府内各地で大阪の食やナイトコンテンツ、大型の誘客促進イベントといった、大阪ならではの感動を実感していただけるコンテンツを創出し、大阪が誇る都市魅力として定着させることで、府内周遊の促進にもつなげていくもの。

○ 万博開催というこの機を逃さず、都市のプレゼンスを一層向上させるとともに、多くの人を魅了する国際エンターテインメント都市をめざして、しっかりと取り組んでいく。

（要望）

万博のレガシーを活かし、大阪の成長や発展につながるよう、しっかりと取り組んでいただきたい。大阪を代表するコンテンツを作っていくには、例えば、大阪の観光資源に、アニメなど他の要素も組み合わせ、ストーリー性をもった展開で、新たな観光需要につなげていく、といったことも検討してもらいたいと思います。また、大阪市内中心部だけでなく、大阪全体が盛り上がるよう、府内各地での事業展開を図られるよう要望します。

（８）大阪府が所蔵する美術作品の活用

先日、大阪・関西万博の会場内で、府が所蔵する美術作品「大阪府 20 世紀美術コレクション」の展覧会が開催されました。展覧会では、1992 年のセビリア万博でも展示されたサイエンスアートをはじめ、様々な現代アート作品が展示され、多くの来場者が鑑賞されていました。このようにコレクションが活用され、多くの方々が鑑賞できる機会があることは、美術作品にとって望ましい姿であります。

これらのコレクションにとって最善の活用・保全の形は、やはり美術館を持つことだと思います。例えば郊外に美術館をつくり、都市部にはない環境の中で作品を鑑賞できるようにすれば、理想的な府コレクションの活用・保全の形になるのではないかと考えます。

一方、府はかつて、新美術館構想を掲げていたが、平成 13 年の「大阪府行財政計画（案）」において、この構想が廃止された経緯があります。その後、令和 5 年度に、一部の作品について不適切な管理が判明したが、美術の専門家等から助言を受け、現在、活用・保全の取組みが進められていると聞いています。

美術作品は、多くの方々に鑑賞していただいてこそ、その価値が発揮されるもの。

府民の貴重な財産である、約 7,900 点もの所蔵コレクションの活用・保全について、どのような取組みを進めているのか。また、今後の展望はどのようなものか、府民文化部長に伺います。

（府民文化部長答弁）

○ 府が所蔵する美術作品「大阪府 20 世紀美術コレクション」は府民の貴重な財産であり、これらの適切な活用・保全を進めていくことは府の重要な責務と認識。

○ コレクションの活用については、府内各地の身近な場所における展示や、バーチャル空間で作品が鑑賞できる「大阪バーチャル美術館」の運営を行っている。お示しの万博会場内での展示についても、多くの来場者の方々に作品を鑑賞いただくため、実施したものの。

○ また、本年度中に保管と展示のスペースを設けた「見せる収蔵庫」を新たに設置するとともに、複数の専門家から意見を伺いながら、活用・保全に関する中長期的な計画の素案を策定する。

○ こうした取組を通じ、作品の適切な保全を行うとともに、多くの方々に府コレクションを鑑賞いただくなど、府民の貴重な財産を有効に活用していく。

（９）観光誘客に関する市町村支援

万博会場とともに大阪観光を楽しんでいる観光客も多いと思われるが、依然として、大阪城やユニバーサルスタジオジャパンなど、大阪市内の観光地が中心と見受けられ、万博終了後における大阪府域の観光振興のため、今後、さらに府内全域への誘客促進を強化する必要があります。

外国人観光客も楽しめる「体験型コンテンツ」として、例えば、八尾空港発の飛行機フライトによる上空からの観光体験や、ダムパークいばきたの日本最長の吊り橋から湖面に飛び込むバンジージャンプ、古墳群周辺

のハニワづくり体験、泉南市のロングパークでのグランピングのほか、非常に多くの歴史や文化を感じることができる「名所旧跡」もあるなど、府内には多様な楽しみ方ができる観光資源が多数存在しています。

万博開催を契機として来阪された方々に、リピーターとして大阪を再訪問していただき、今後の大阪観光の活性化につなげていくためには、地域を熟知している市町村との連携強化を図り、観光資源のポテンシャルを最大化するなど、オール大阪で一丸となった観光誘客に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

しかし、単独では観光施策の展開が困難な市町村もあると思われるほか、複数年にわたる継続事業に対する府の支援など、補助制度への改善を希望する声も聞いています。そこで、市町村がこれまで以上に観光施策に取り組むことができるよう、府による誘客促進への支援について、府民文化部長に所見を伺います。

（府民文化部長答弁）

○ 大阪が国際観光都市として発展するためには、「2025 年大阪・関西万博」の開催により、さらに高められた都市としての価値や注目度を一過性のものとせず、万博後も府域全体でさらなる都市魅力の向上を図ることが必要。そのためには、市町村との連携を一層強化して、広域周遊を促進していくことが重要。

○ 大阪府では、市町村が実施する観光客の受入環境整備や魅力発信等の取組みに対する補助制度に加えて、今年度、新たに、大阪観光局との連携による「デジタルプロモーション推進事業」及び「データマーケティング推進事業」により、地域の観光プロモーションを展開するなど、積極的な誘客支援を進めているところ。

○ 今後、議員お示しのような市町村の意向も踏まえながら、より効果的に、府域全体における観光振興を図っていく。

（要望）

各市町村の意向も踏まえながら、府域全体における観光振興を図っていくとのこと、ぜひ積極的に進めていただきたい。

現在は、補助制度などにより市町村支援を実施しているとのことであるが、インバウンドをはじめとした旅行者の増加や、今般の制度改正による宿泊税収の増加が見込まれることを踏まえ、宿泊税を財源とし、例えば交付金の導入など、市町村がある程度の自由度を持ちながら創意工夫を凝らした施策を展開できるよう、府による支援の拡充を改めて強く要望しておきます。

また現在、都市魅力創造戦略策定をされていると聞いておりますが、これまでの議場でのやり取りを踏まえ、意見を反映させた策定にさせていただくようお願いします。

6. 子ども輝く未来都市・大阪

(1) 大阪独自の少子化対策

① 厚生労働省の人口動態統計（速報値）によると、2025 年 1 月から 6 月に生まれた子どもの数（出生数）は、前年同期比 3.1%減の 33 万 9280 人であり、上半期の出生数が 40 万人を下回るのは 4 年連続で過去最低を更新したとのことであります。本年 2 月定例会の我が会派の代表質問において、少子化対策について質問し、知事より、今年度、少子化の背景にある課題を調査した上で、大阪府における少子化傾向の反転等に向けた課題を整理し、効果的な取組みを研究するとの答弁でありました。

今年 5 月から少子化対策調査研究事業を開始し、8 月に中間報告がとりまとめられたと聞いていますが、現時点で何が明らかになり、今後それを踏まえてどのような対策を講じていくのか、福祉部長に伺います。

（吉田福祉部長答弁）

○ 今年度実施の少子化対策調査研究事業においては、実効性のある効果的な施策を検討するため、公表データを活用した府内各地域の分析と諸外国・他府県等の事例調査を行い、中間報告としてとりまとめたところ。

○ 主な調査結果としては、若い世代の生活を支える基盤を安定させることが結婚・出産へのインセンティブにつながる傾向が見られ、諸外国では児童手当等経済的支援が手厚く、また、男性が育児休業を取得しやすい環境が整備されている傾向が見られた。

○ 今後、これらの調査結果をもとに、更に若者や有識者へのヒアリング調査を実施し、施策の具体化に向け検討していく。

② 少子化対策の中間報告を踏まえ、これから具体的な施策を検討していくことは理解しましたが、少子化対策は多面的な取組みを機動的かつ長期的に展開していく必要があるため、関係部局が連携し、総合力を発揮して対策を講じるためにも、知事から全庁的な方針を明確に打ち出すことが不可欠であります。

知事のリーダーシップの下、大阪独自の一步踏み込んだ少子化対策を進めていくための体制について、知事に伺います。

（吉村知事答弁）

○令和6年の合計特殊出生率は、全国は1.15、府は1.14であり、0.96である東京都やその近隣県と比べると、全国平均に近い状況。しかし、合計特殊出生率は、全国・大阪府とともに過去最低を記録しており、少子化対策は全国的に取り組むべき課題と認識している。

○そのため、今年度、「大阪府子ども計画」がスタートすることを契機に、全庁一丸となって少子化対策をはじめとする子ども政策を推進していくため、新たに私をトップとする「子ども政策推進会議」を立ち上げたところ。

○今年度、府として効果的な対策を見出すべく、他団体の事例調査など少子化対策調査研究事業を実施しているところであり、その調査結果を基に、自らリーダーシップをとりながら、全庁で議論を深め、知恵を絞りながら有効な施策を構築していきたい。

(要望)

全庁で議論を深め、知恵を絞りながら有効な施策を構築していきたいとのことですが、少子化対策については、出会い・結婚、妊娠・出産、子育て、育児と仕事との両立など、幅広い分野にわたります。なかでも、先般知事がおっしゃっていたが、「第2子以降の壁」を取っ払っていくことが課題ではないかと考えます。そのため、共育てのさらなる機運醸成や、それが可能となる環境づくりを推進する必要があると考えますので、他自治体の育児休業を応援する事業等も参考にしながら、さらなる施策の充実が図られるよう要望しておきます。

(2) 府立高校改革

① 8月末に、府立高校改革アクションプランの案が公表されました。今回府立高校改革アクションプラン案は、令和6年度中に生まれた子どもが15歳に達する2040年という先を見据えての取組などが記載されており、2040年における府立高校数として104校という試算も示されています。今回、報道ではこの104校、現在の学校数から32校減という試算数値がクローズアップされていたように思いますが、再編整備とともに、府立高校の魅力化・特色化という高校改革も喫緊の課題であり、アクションプランは高校改革を進めるための一つの「道標」となるものであります。

そこで、改めて、アクションプラン（案）をどのような考え方で取りまとめ、今後の府立高校をどのように変革していこうと考えているのか、教育長の所見を伺います。

(水野教育長答弁)

○ 社会が加速度的に変化する中、このたびのアクションプラン案では、令和6年度中に生まれた子どもが15歳に達する2040年を見据えた上で、教育資源の集中を図り、大阪の教育の質の向上に向けたこれからの府立高校改革の内容を示すこととした。

○ 私立高校等の授業料完全無償化により、子どもたちが自由に学校を選択できるようになる中、府教育庁としては、府立高校が子どもたちに選ばれる学校となるよう、一層の魅力化・特色化を進めていく必要があると認識。

○ このため、アクションプラン案には、子どもや保護者の期待に応えることができるよう、例えば、実業系高校においては、AIやロボット等の最先端技術を学び、次世代イノベーターやサイバー人材等の育成を図るとともに、インバウンドの増加に伴う観光など成長分野における人材育成も図ることとしている。

加えて、校舎の建替や内装のリニューアル化などの教育環境の整備についても併せて検討を進め、府立高校の变革を図っている。

② ただいまでご答弁から、アクションプラン（案）はこれからの社会の変化、ニーズを見据え、今、取り組むべき学校改革を示したものであり、将来にわたって大阪の教育の質を高めていくために府立高校の更なる魅力化・特色化を明記したものであることは理解しました。しかしながら、デジタル技術が急速に発展するなど、社会は不確実性を増しており、今後も社会ニーズは変化し続けると考えられ、子どもたちに求められる資質や能力も変化していくと思います。

そこで、教育庁や府立高校は、どのように社会のニーズを把握し、教育に反映していくのか、教育長に伺います。

（水野教育長答弁）

○ 社会の変化は非常に速く、子どもたちに求められる力も日々変化している現在、学習指導要領に則って進める学校教育も変化に柔軟に対応していくべきとの認識。

このため、府教育庁としては、産業界や大学、さらには万博で活躍された有識者などの積極的な意見交換を通じて、社会ニーズをしっかりと把握していく。

○ その上で、アクションプランを踏まえ、府立高校に期待される社会的な役割を定義したスクールミッションの見直しを図り、社会ニーズに応じた取組みを各校に促す。

このような取組みを重ね、実社会とつながる学びを広げることにより、子どもたちが未来を切り拓く力を培ってま

いる。

(要望)

アクションプランの遂行に必要な財源を確保し、施策の着実な実行に加えて、通学する生徒の安全・安心の確保や健康の保護、学習意欲の向上の観点からも、校舎の老朽化対策、防災機能の強化、ユニバーサルデザインに配慮した教室整備など、喫緊の課題に早急に対応するよう求めます。

(3) 子どもの SOS に対する適切な支援

社会情勢の変化に伴い、様々な不安や悩み、背景を有する生徒の抱える課題等が表面化しています。昨年度の子どもの自殺は 500 人を超え、過去最多となっており、中でも高校生の自殺が 6 割以上を占めている。とりわけ長期休業明けに自殺が増える傾向が明らかになっており、夏休み明けや新学期は一層の注意が必要とされています。こうした状況を踏まえ、教育庁でも相談窓口を強化していることは評価しています。

生徒が安心して学校生活を送るためには、家族など周囲の大人が、日頃と違う様子や変化に気づき、必要に応じて適切な支援につなげていくことが求められています。生徒が長い時間を過ごす学校においても、先生がいち早く生徒の SOS を受け止め、学校内で共有し、保護者との連携や専門人材への橋渡しなど適切な支援につなげるチーム学校としての取組みが重要。「府立高校改革アクションプラン」においても、府立高校全校でチーム学校における生徒支援体制を充実させることが盛り込まれています。

そのような中、私は、小さな SOS やトラブルを見逃さない、生徒に寄り添った対応・指導や公的機関とのネットワークを活かして適切な支援につなげることができるのは、府立高校の強みだと思います。

そこで、「府立高校改革アクションプラン」において、そのような観点をもっと強調することで、生徒が安心して学校生活を送ることができるのではないかと考えていますが、教育長の考えはいかがでしょうか。

(水野教育長答弁)

○ 議員ご指摘のとおり、日々生徒と接する教員が生徒のわずかな変化や SOS に気づき、声をかけたり教員間で情報共有したり、あるいは、専門家に相談したりしながら継続的に見守ることが重要。また、その対応については組織的なチーム支援によって早期に対応することが求められると認識している。

○ 府教育庁においては、生徒の支援に携わる教職員への研修等を通じて、各校で得られた具体的な支援

内容を好事例として情報共有等することにより、府立高校全体で早期対応力の向上を図るとともに生徒理解や支援の在り方に関する意識の醸成を促しているところ。

○ 引き続き、今議会でのアクションプラン（案）のご議論も踏まえた上で、全ての生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう努めてまいります。

（４）校内教育支援ルームの設置促進

小中学校における不登校支援について伺います。

これまで、我が会派では、校内教育支援ルームにおける不登校児童生徒への支援について、その進捗状況を府教育庁に質問してきました。令和７年度は、昨年度までの校内教育支援ルームに府が直接支援人材を配置する事業から、市町村主体の補助事業とすることで、対象校数を、令和６年度の約１００校から約２５０校まで増加する予定と聞いていました。

文部科学省の調査では、令和６年７月時点で、全国の公立小中学校での校内教育支援ルームの設置率は半数に満たないとのことでしたが、大阪府においては、独自調査で、令和７年度、府域に８６２校ある小中学校の内８４３校、９７．８％に校内教育支援ルームが設置されていると聞いており、府が不登校支援に注力してきていると認識しています。

すべての子どもが不登校になりうることを考えると、どの学校にもルームが設置され、適切な対応がなされるべきだと思いますが、府内小中学校の「校内教育支援ルーム」における支援の現状と今後の取組みについて、教育長に伺います。

（水野教育長答弁）

○ 校内教育支援ルームが、不登校の兆しの段階も含め、すべての子どもにとって、安心できる居場所であるためには、常時開室していることに加え、子どもの思いを受け止める人材が常に迎え入れてくれる体制の整備が必要と考えている。

○ 令和６年度に、府域１０８の小中学校において、府が支援人材を配置したことにより、当該校においては、新規不登校者数が前年度の数を下回るという成果もあらわれている。

そこで、令和７年度からは、国事業を活用した市町村に対する補助事業とし、府域２５３の小中学校にまで支援人材の配置を拡充したところ。

○ 引き続き、子どもたちがいつでも安心して利用できる体制が、さらに多くの学校で整備されるよう、国事業の拡充を要望するとともに、各市町村との連携を図りながら支援の充実を図ってまいります。

(要望)

すべての子どもが、いつでも安心してルームを利用できる環境を整えるためには、支援人材の配置拡充が欠かせないと考えます。市町村教育委員会と連携して、更に取り組みを充実させてほしいと思います。

(５) 教職員の質の向上・児童生徒が安心安全に過ごせる学校環境

教職員による児童生徒へのわいせつ・セクハラ行為は、学校や教職員に対する信頼を著しく失うだけでなく、被害に遭った児童生徒の尊厳、未来を奪う行為であり決して許されることではありません。令和５年度に全国の公立学校でわいせつ・セクハラ行為で処分された教員は１５７名、大阪府でも１３名という状況であり非常事態と言えます。

子どもに対する性暴力の防止を目的とした「日本版 DBS」が２０２６年から導入される予定だが、この制度は過去の性犯罪歴を確認できる制度であり、犯罪歴のない者で小児性愛障害などにより子どもに性的関心を持っている者かどうかの判別はできません。

人権擁護とのバランスもあるが、児童生徒への性暴力等を未然に防止する観点から、教員の採用試験や、現職教員を対象にその判別ができる検査や質問を導入し、排除できる仕組みを検討する必要があると思うが所見を伺います。

(水野教育長答弁)

○ 児童生徒に対する性暴力は決して許されない行為であると認識しており、現在、府教育庁では、教員採用選考において、国が整備したデータベースを活用し、志願者全員の処分歴等を確認しています。また、出願書類に「賞罰欄」を設けて、刑事罰や処分歴の記入を求め、面接等を通じて処分理由等を詳細に確認した上で慎重かつ厳格に合否を判断しております。

○ また、現職教員に対する研修としては、児童生徒への性暴力等防止のための研修を毎年各校において行うよう指示しているところですが、今般の情勢を受け、臨時校長会をこの夏開催し、私から各府立学校長に対して、所属教職員に対する指導・監督の徹底を改めて指示したところです。

○ ご指摘がありました、児童生徒に対する性暴力等を行うおそれのある人物を識別する検査や質問については有効であると考えますが、現在のところその適切な手段が確認できておらず、難しい課題であると認識しています。

○ 府教育庁といたしましては、今後も、国の動向や他府県の状況、性犯罪に詳しい専門家の意見等を参考にしながら、効果的な手法の調査・確認に努めてまいります。

（要望）

学校内における教職員による児童・生徒を対象とした性犯罪は一切あってはならない話です。

先日の報道にも有りましたが、教職員同士のグループラインによる写真の共有など非常にショッキングな話で有りました。

来年度から日本版 DBS、いわゆるこども性暴力防止法が施行される事となりますが、すでに指摘されている様にこの法律で全てが網羅できる物では有りません。

府としても今まで以上に厳格なルールを定め、大阪府においては学校内における性犯罪ゼロを目指して頂きたいと思います。



（結び）

以上で大阪維新の会を代表しての質問を終わります。ご清聴、ありがとうございました。